

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成19年3月7日（水）

社会・援護局障害保健福祉部

企 画 課

目 次

<企 画 課>

- 1 障害者自立支援法の施行状況について 1
- 2 障害福祉計画の実践について 11
- 3 HIV感染者の障害認定等に係るプライバシー保護等について 13
- 4 特別児童扶養手当等について 14
- 5 郵政民営化に伴う特別児童扶養手当支払事務の変更等について 18
- 6 心身障害者扶養保険制度の見直しについて 20
- 7 特別障害給付金制度の周知について 23
- 8 障害者保健福祉推進事業について 26

<企画課地域生活支援室>

- 1 地域生活支援事業について 29
- 2 障害者自立支援対策臨時特例交付金の円滑な実施について 32
- 3 障害者に対する情報支援等について 32
- 4 身体障害者補助犬法について 35
- 5 補装具評価検討会について 35
- 6 障害者スポーツ・文化芸術活動の推進 36
- 7 国際障害者交流センターについて 38
- 8 手話通訳技能検定試験について 39

<企画課監査指導室>

- 1 平成19年度における障害保健福祉行政事務指導監査について 47
- 2 平成19年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について . 49

資料

<企画課>

- ・障害保健福祉ニュースの発刊と利用実態調査について 53
- ・地域自立支援協議会の立ち上げについて 57

<企画課地域生活支援室>

- ・都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録数 63
- ・都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧 64
- ・手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数 65

<企画課監査指導室>

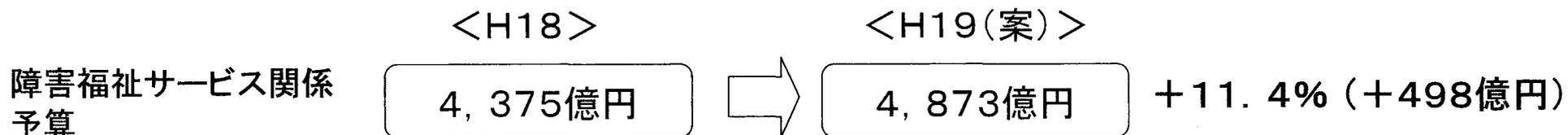
- ・障害者支援施設等に係る指導監査について 67

<企 画 課>

1. 障害者自立支援法の施行状況について

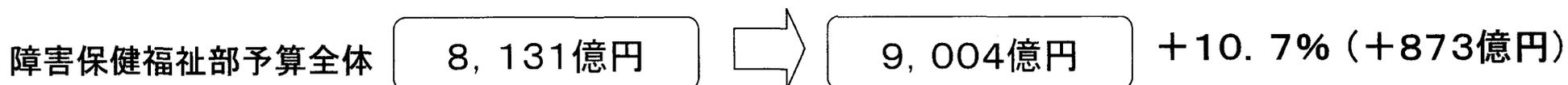
障害者福祉関係予算と利用者負担の状況

1. 国の障害福祉関係予算 平成19年度障害福祉関係予算(案)は、10%を超える伸び。



加えて、特別対策分でさらに+10%(320億円(※))であり、全体で約20%の伸びを確保。

※ 補正予算960億円(3年間)を単年度分に置き換えたもの。



(参考)

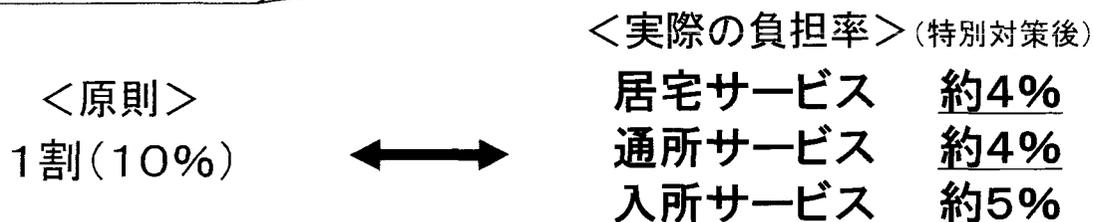
政府全体の予算(一般歳出)の伸び(H18→H19案) 1.3%(+6,124億円…①)

厚生労働省予算全体の伸び(H18→H19案) 2.6%(+5,352億円…②)

* 他省庁予算増分(①-②) 772億円

2. 利用者負担の状況

負担軽減措置により、実際の利用者負担は1割負担とはなっていない。



障害福祉サービスの利用実態について

全体利用者数(45都道府県のデータ)

約209千人 → 約217千人(3.86%の増加) ※ 昨年3月から10月までの施設契約者数
(特に通所では8.53%の増加(入所では0.97%の増加))

※ 居宅も含む全体利用者数は対前年度比で9.4%増加(6国保連のデータ(昨年7月))

施設利用者

① 利用者負担を理由とした利用の中止:0.73%(単月では0.09%)という状況

※ 昨年3月から10月までの累計を一月の利用者数で除したもの

② 利用者負担を理由としたサービス利用の抑制:4.39%(単月では0.63%)

※ 昨年4月から10月までの累計を利用者数で除したもの

居宅サービス(30府県のデータ)

※ ホームヘルプ、ショートステイ、デイサービス、児童デイサービス、グループホーム

① 利用中止:0.40%(単月では0.05%)

② 利用抑制:0.76%(単月では0.10%)

障害児サービス

① 利用中止:0.50%(単月では0.25%)

※ 昨年9月と10月の合計を一月の利用者数で除したもの

② 利用抑制:4.07% ※ 昨年10月

工賃水準の向上、一般就労への移行、地域生活への移行に関する好事例

【工賃水準が向上した例】

○ 東京都の知的障害者小規模通所授産施設

積極的な営業活動により、多くの事業所からダイレクトメールの発送業務等を受注。立って作業をすることにより集中力を高めるなど作業の効率化に努め、月平均工賃約9万円を実現。

(参考) 授産施設における平均工賃は約1万5千円

○ 大阪府の知的障害者通所授産施設

以前は企業の下請けや縫製作業等で月平均工賃3千円～1万円であったが、高品質で繰り返し買ってもらえる洋菓子の製造・販売に事業転換することにより、月平均工賃5万円を実現。

【一般就労への移行への取組例】

○ 東京都大田区

区が中心となり、養護学校、福祉施設、ハローワークの就労支援ネットワークを構築。障害者の適性と企業ニーズを的確にマッチングさせ、毎年施設利用者の6～7%が企業等に就職。
(参考) 全国平均では毎年施設利用者の1%程度が企業に就職

○ 東京都世田谷区の知的障害者通所授産施設

利用期間を原則2年間と定め、施設利用者一人ひとりに対し就職に向けた支援計画を策定するとともに、就職のあっせん、職場定着支援を実施し、施設を利用した方の9割以上が一般企業へ就職。職場定着率も9割弱と高い割合となっている。

【地域生活への移行への取組例】

○ 長野県の知的障害者入所施設

施設を縮小し、地域移行を進め、3年間で約4割の利用者がグループホームなどに移行。施設を出て地域生活を始めた障害者の家族に実施したアンケート調査によると、7割以上の方が表情が明るくなったなど「施設を出てよかった」と答えている。

工賃水準が向上した例 (宮城県の知的障害者授産施設)

施設を開設するにあたり、地域の実情や収益性等を考慮し、高級豆腐の製造・販売を開始。その後、各種アドバイザー等との連携を図り、新商品を開発することで収益の向上を続け、開設から8年で平均工賃56,000円を実現(この間の売上も2倍に増加)。

授産施設

事業の選定指針

- ① 収益性が高い
- ② 購買頻度が高い
- ③ 同業者が少ない
- ④ 付加価値による差別化



高級豆腐製造・販売に決定



開設当初平均工賃
月額約23,000円

継続して実施した事項

- 数値目標を設定(目標工賃、売上目標)
- 共同購入、生協方式による送料の逓減
- サンプルの提供等、新規顧客開拓のための販売ルートや新商品の積極的な開発と共に販売力の低下したルートや商品の積極的な見直し
- 専門家、同業者、特許アドバイザー等との連携による情報収集、商品開発
- 農家や減反転作組合との連携による材料の購入、販路拡大
- ネットを活用した通販による全国展開

授産施設



新商品開発

豆腐関連販売品目の拡大

高級豆腐を活かし、差別化できる関連商品の開発



ゆば、寄せ豆腐等

開設8年後平均工賃
月額約56,000円

【今後の課題】

- 商品の安定した供給体制の確立(対応できないくらい注文がある)
- 現状よりもさらに重度な利用者に対する作業の提供

入所施設から地域生活支援への転換 【長野県西駒郷の例】

- 平成14年10月に策定された西駒郷基本構想に基づき、入所施設中心の支援から、グループホーム、日中活動、相談支援等の地域を総合的に支援する施設へ転換
- 利用者の退所後、4人部屋の解消など居住環境を改善するとともに、ショートステイに活用
- 既存の訓練棟・作業棟についても日中活動系サービスに活用

1 西駒郷退所者の状況

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度		
					19・1・31現在	19・4・1予定	
地域生活移行者数	17	29	71	56	20	50 (計画)	
累計	17	46	117	173	193	243	
うち グループ ホーム移行	人数	11	24	66	52	20	50 (計画)
	か所数	2か所	7か所	27か所	24か所	12か所	25か所
施設利用者数 (年度末現在)	441	406	326	261	242	211	

※今後、さらに就労移行支援、生活介護などの新体系サービスも整備し、10年後には施設の定員を60～100人とする予定。

2 地域生活移行者の日中活動の場

区 分	人 数
就 職	31
共同作業所	52
通所授産施設	62
通所更生施設	25
その他	23
計	193

地域で生活するためには、グループホーム等の居住の場に加えて、日中活動の場や相談支援体制等を整備することが重要。

※相談支援の拠点として平成16年に県内10の圏域ごとに障害者総合支援センターを設立

3 県内の入所施設からの地域生活移行の状況

区 分	16年度	17年度	18年度 (予定)	計
西 駒 郷	71	56	50	177
他 施 設	67	71	50	188
計	138	127	100	365

西駒郷(県立施設)の取組が県内の他の民間施設にも波及。

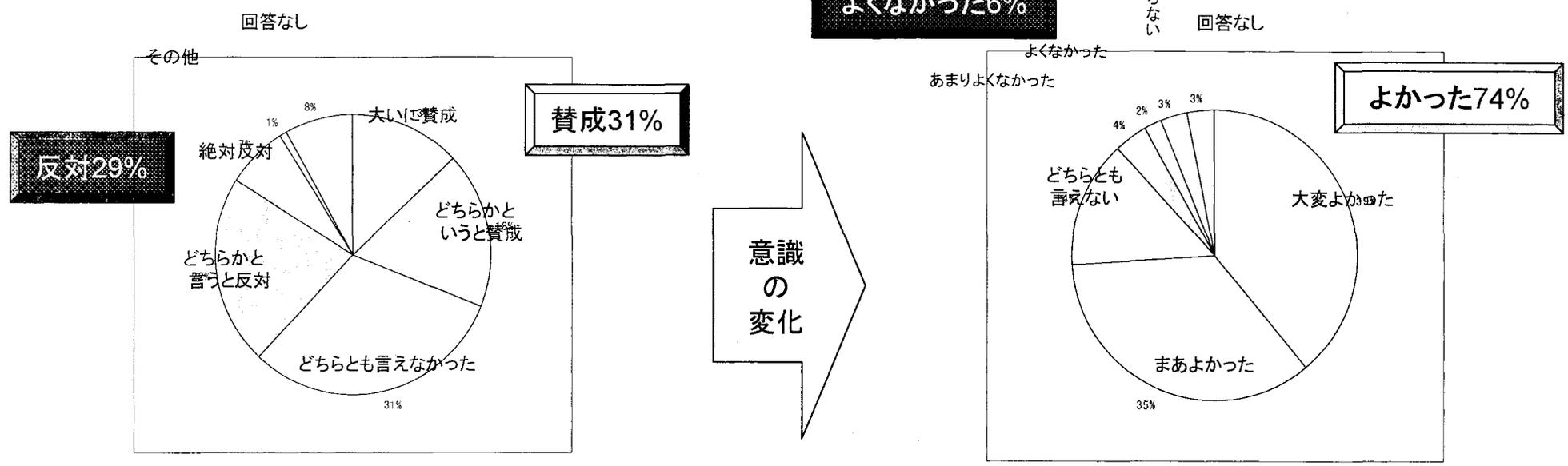
地域生活移行した方の家族へのアンケート

(長野県西駒郷の地域生活移行の取組から)

実施期間 平成18年2月20日～3月10日
 対象者数 地域生活移行した方の家族142人
 回答数 95人
 方法 郵送による無記名回答方式

移行前 (基本構想策定時)

移行後



長野県西駒郷の地域生活移行

- 大規模コロニー(500人定員の知的障害者入所施設)の入所者の地域生活移行を推進(西駒郷基本構想に基づき全県的な取組)
- 平成19年1月の入所者数は242人に減少(H14～H19.1の地域生活移行者は193人)
- 今後も全県的に地域の基盤整備を進め、地域生活移行を推進する。
 (県障害福祉計画目標値:入所者の17%の移行を進め、新たな入所者も含めて全体で14%以上削減)

静岡県における退院促進の取組

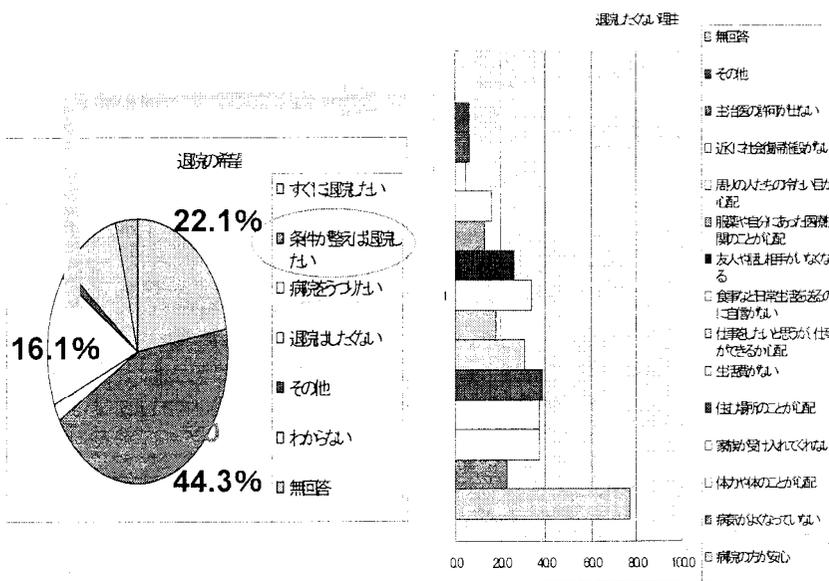
ステップ1: 県としての基本的な考え方の整理

退院可能精神障害者は、

- ① 病状のみで判断。年齢や疾患名等では判断しない。
- ② 病状の程度で判断する。病状安定者＝1年以上入院者と軽度者を優先

ステップ2: 入院患者動向調査等の実施

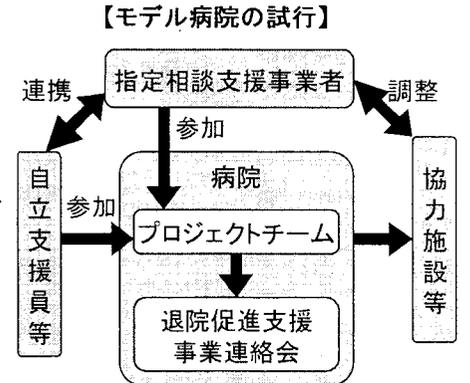
- ① 入院患者 6,233人 うち退院可能者 1,373人
- ② 退院の希望



- ③ 地域生活に必要なものとして多かったもの
 - ・ いつでも気軽に利用できる相談 61.5%
 - ・ 夜間、休日でも診療を受けられる精神科救急医療システム 51.8%

ステップ3: 取組への反映

- ① 今年度の取組
 - ・ 入院患者動向調査
 - ・ モデル病院の試行
 - ・ 運営委員会の設立
 - ・ 事業の周知(研修会、担当者会議、保健所長会議等)
 - ・ 広報ツール(ビデオ・チラシ)の作成等



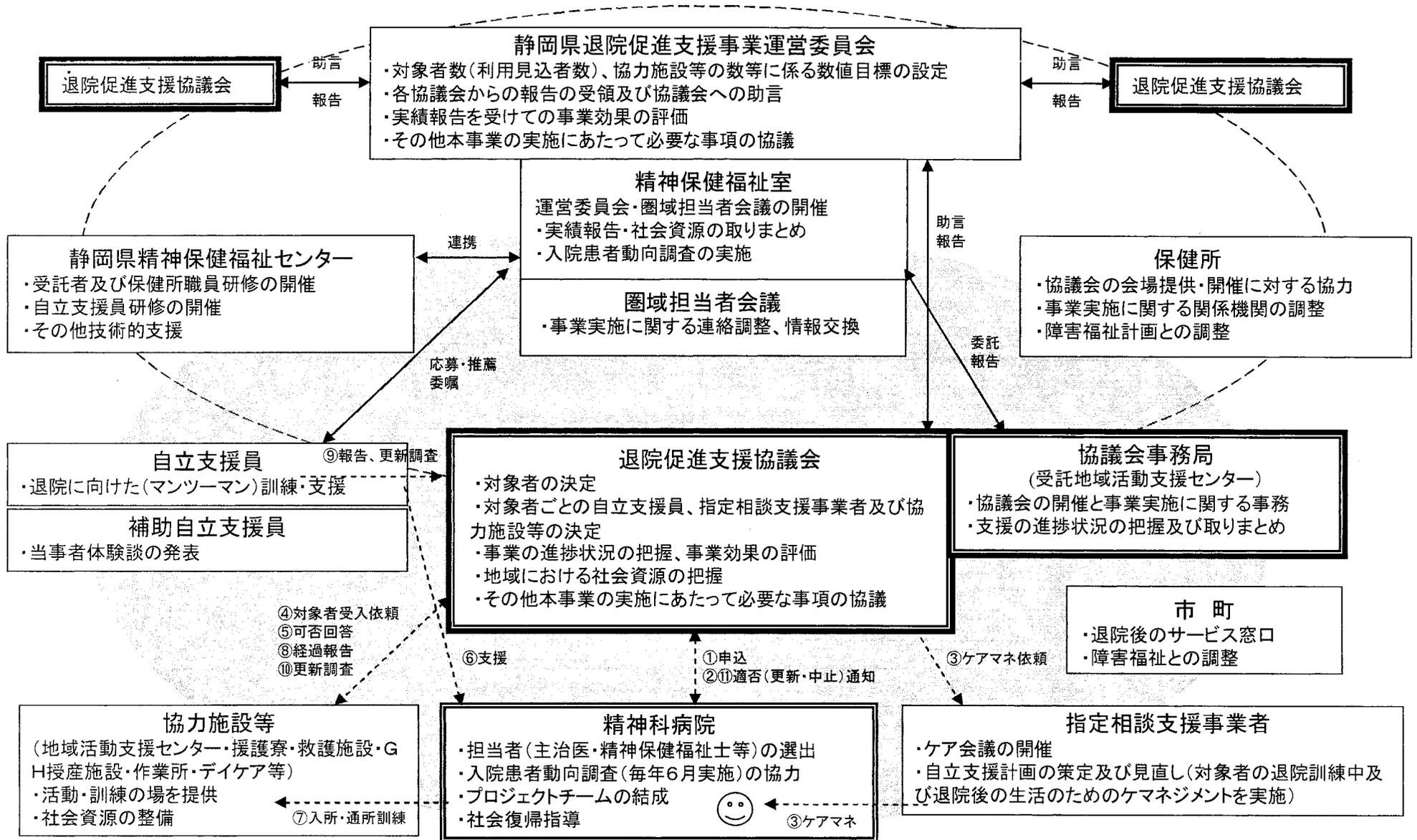
事業実施方針

障害福祉計画での受け皿整備のほか、「啓発」「居住の確保」「地域医療体制の充実」を重点項目にして、受け皿整備。

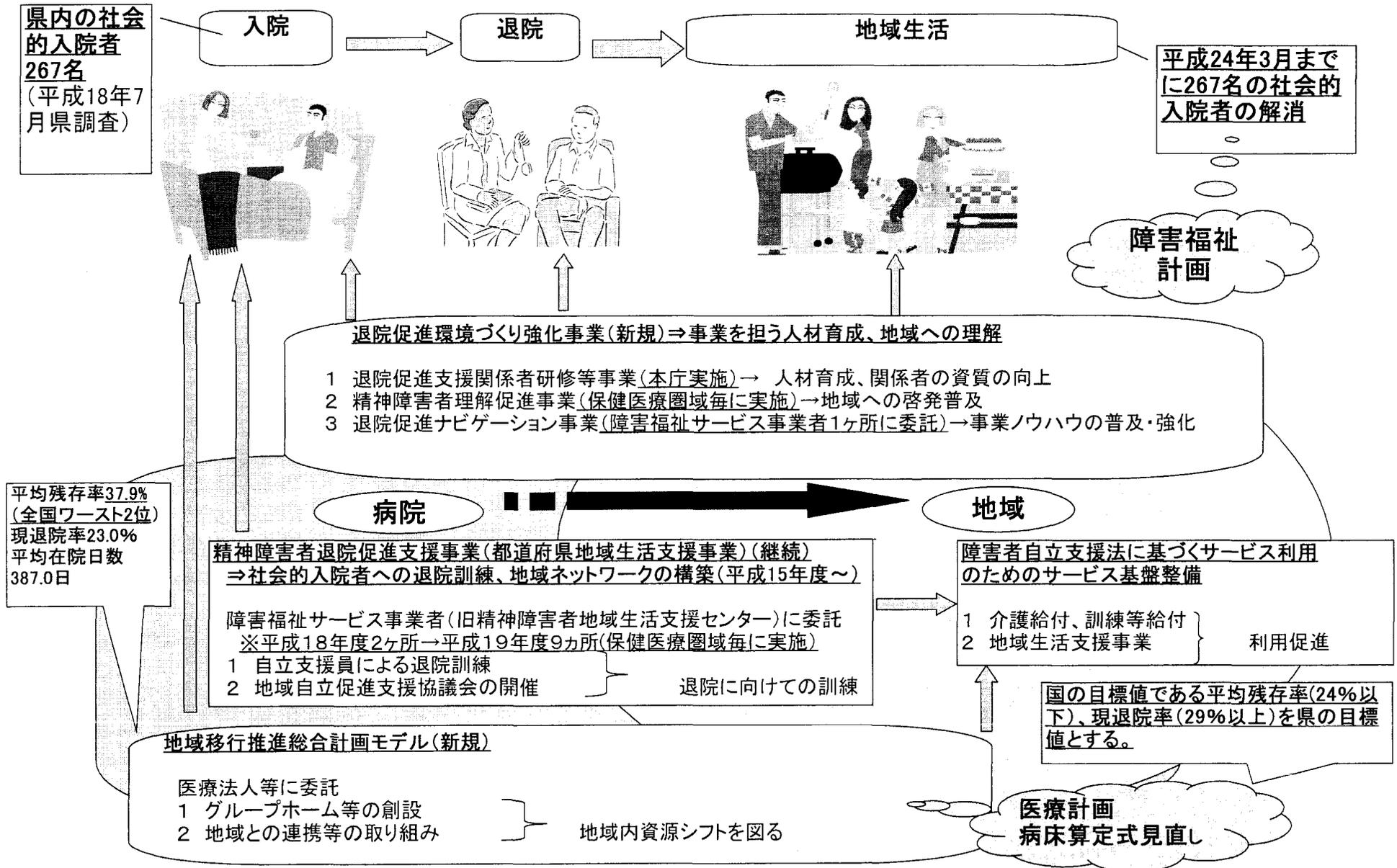
- 【啓 発】病院経営者・スタッフ、協会・職能団体、家族、地域、行政に対する事業の啓発活動の実施
- 【居住確保】家族の反対、資金難や地元の反対でGHの建設困難、長期入院患者には中間施設が必要等の状況に対応
- 【地域医療】緊急時や退院直後の者への対応、平常時の予防、安心して再発できる地域づくり等

- ② 年度別計画
 - ・ 19～20年度: 普及啓発
第2期障害福祉計画のサービス見込み量も把握
 - ・ 21～22年度: 見直し
調査結果や退院促進支援協議会の報告等から事業の見直し
 - ・ 23～24年度: 仕上げ
「退院可能精神障害者」を解消するとともに、新たな「退院可能精神障害者」を生み出さないシステムを構築

静岡県精神障害者退院促進支援事業全体フロー



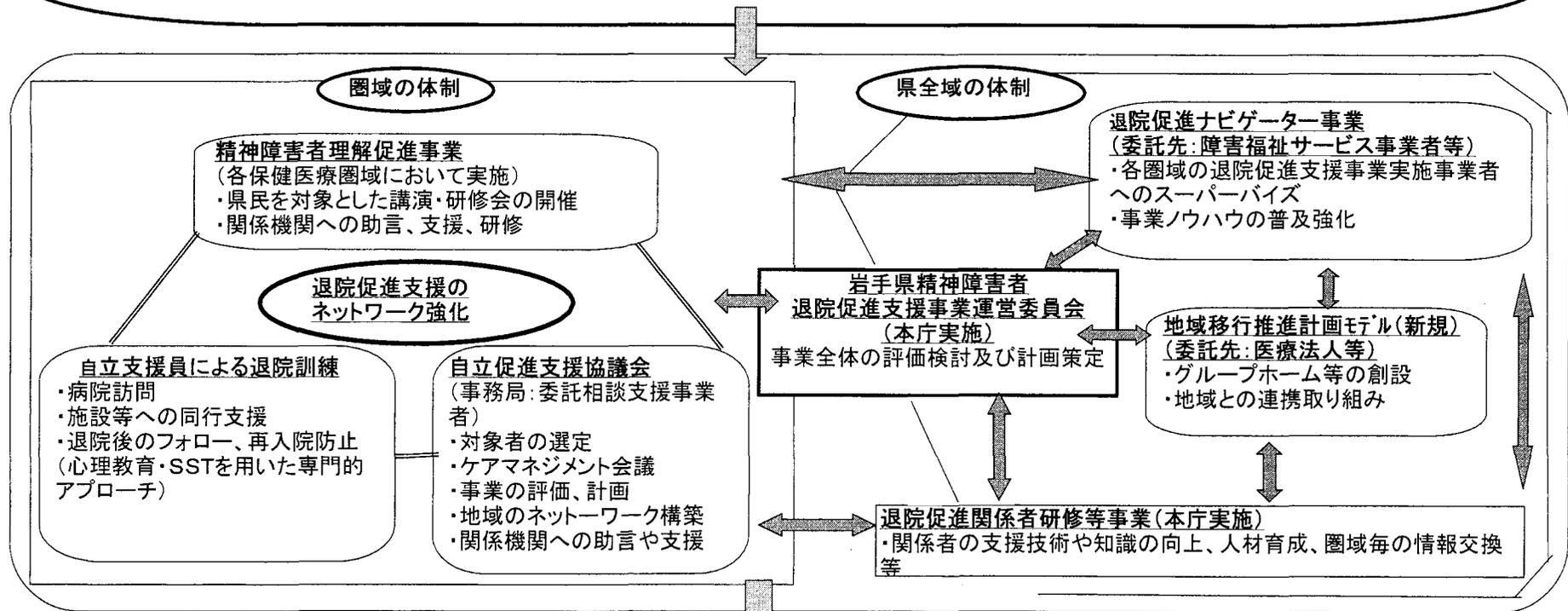
岩手県における退院促進の取組



【岩手県精神障害者退院促進支援施策体制フロー図】

【現状と課題】

- ・県内の社会的入院者267名(平成18年7月1日県独自調査)
- ・平均残存率37.9%(全国平均 31.4% 全国ワースト2位)、現退院率(入院1年以上群)23.0%(全国平均21.0%)(平成14年調査)
- ・平均在院日数 387.0日(全国平均363.7日、全国ワースト17位)(平成15年調査)
- ・現在、一部圏域のみの実施であり、すべての社会的入院者が利用できない。
- ・当該事業に係るノウハウについて、関係者が研修やスーパーバイズを受ける機会が少ない。
- ・訓練終了者の再入院防止のためのフォローアップの体制づくりや地域での精神保健福祉について、県民が学ぶ機会が少ない。



【平成24年3月末までに目指す姿】



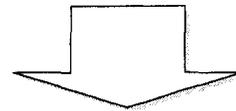
- ・社会入院者267名の地域移行と再入院しないための環境づくりを目指す。
- ・国の目標値である平均残存率(24%以下)、現退院率(29%以上)を県の目標値とする。
- ・退院支援に関わるスタッフが、市町村ごとに対応できるような体制づくりを強化する。
- ・国の達成目標と同様、精神疾患は生活習慣病と同様に誰もが罹患する病気であることについての県民の認知度を90%以上とする。

2 障害福祉計画の実践に向けて

H18. 12. 26
全国課長会議資料 リニューアル

1. 「障害福祉計画実践事例集(実践テキストブック)」の作成

▶地域生活支援事業等施策の実施状況等を早期に幅広く検証し、先行自治体における地域移行・就労促進等の実施方法、事例等を把握する



▶これら収集した先進事例に加え、「障害者自立支援調査研究プロジェクト」における研究成果等を包括した「障害福祉計画実践事例集(実践テキストブック)」を緊急に作成する

▶広報啓発をおこなうと同時に、各種セミナー・研修会等でのテキストとして活用

2. 退院促進支援研究会の開催

▶精神障害者の退院促進に携わる職員(事業のコーディネーター)を主対象に、事例研究を主体とした会議を開催

(概要【案】)

- ・実施時期は5月頃
- ・対象者は自治体職員とする(障害担当、生活保護担当。200人程度を想定)
- ・先行自治体には研究材料としての事例提出を依頼

3. 障害福祉計画実践研修会(市町村・都道府県職員)の開催

▶市町村職員を対象として、実践に役立つ具体的な事業の検討を含む実務的な研修会を開催

(概要【案】)

- ・実施時期は6～7月頃
- ・全国5ブロックで開催
- ・2泊3日の合宿研修形式
- ・対象者は市町村職員および都道府県職員とする
- ・市町村職員を中心としたグループ討議及びその発表会を実施(グループは都道府県ごと)
- ・市町村職員は自市町村の障害福祉計画を踏まえた事業プランの立案(議論のための教材として)を討議の上、策定
- ・都道府県職員は市町村との連携の観点から助言

4. その他、市町村セミナー等の開催

▶「市町村セミナー」(社会保障担当参事官室主催)を実施予定(本年6月、11月開催予定)

(現在検討中のテーマ)

- ・障害者自立支援法の円滑な運営について
- ・地域生活支援事業について

▶18年度と同様に、全国各ブロックにおいてブロック会議を開催予定

5. 障害保健福祉推進事業を活用した自治体支援の新たな展開

※検討中

▶「障害保健福祉推進事業」を活用し、障害福祉計画推進のための自治体の取り組みを支援
(※実施方法、事業メニュー等は現在検討中)

3 HIV感染者の障害認定等に係るプライバシー保護等について

HIV感染者の身体障害認定については、平成10年4月1日に施行されて以来、まもなく10年目を迎えようとしている。

HIV感染者が安心して障害者に係るサービスを利用できるようにしていくためには、各種福祉サービスの窓口業務に携わる職員を始め、一般の行政窓口においても、HIV感染者への理解を深め、プライバシーの保護に配慮した適切な対応を行うことが重要である。

このことに関しては、国と「HIV弁護団・原告団」との協議の中でも、各自治体が、それぞれの職員に対し、職種を超えて広く研修会等を継続的に実施することにより、周知徹底を図ることについて要望を受けているところであり、各自治体の障害福祉部局の窓口にとどまらず、一般行政窓口においても、HIV感染者をはじめとする障害者のプライバシー保護等について十分留意されるよう、関係部課・関係機関に対する助言をお願いしたい。

また、身体障害者手帳の交付を受けたHIV感染者に対しては、手帳により利用できる福祉の制度・サービスのみならず、就労・障害年金等、障害者に係るそれ以外の制度・サービスについても、それぞれの制度や相談機関等の情報提供等の対応についてお願いしたい。

さらに、障害者自立支援法に基づく自立支援医療（更生医療）を受ける指定医療機関は、原則として1つの障害につき1つの指定医療機関で対応することとしているところであるが、HIV感染者のように、受給者がおかれている個々の治療状況に応じて、1つの指定医療機関だけで対応することが困難であることに対してやむを得ない理由があり、当該医療機関間で十分な連携を行うことが可能であれば、複数の指定医療機関で対応することも可能であるので、関係機関に対して周知をお願いしたい。

4 特別児童扶養手当等について

(1) 手当額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の額については、物価の変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」がとられている。

平成11年以降、消費者物価指数は低下してきているが、平成12年度から平成14年度の3年間は、公的年金と同様、社会経済情勢に鑑みて特例措置により手当額を据え置いてきたところであり、平成15年度及び平成16年度については、平成11年から平成13年の3年間の消費者物価指数下落分(△1.7%)は反映させず、それぞれ直近1年間の消費者物価指数下落分のみの額の改定を行うという公的年金と同じ取扱いとしてきたところである。

平成17年度以降は、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」(平成17年法律第9号)の規定に基づき、物価が上昇した場合には、手当額を据え置き、物価が下落した場合には、物価スライドにより引き下げることにより、段階的に特例措置分(△1.7%)を解消することとされている。

そのため、平成19年度においては、平成18年の消費者物価指数の上昇分(0.3%)の額の改定を行わず、手当額を据え置くこととしているので、関係機関・関係団体への周知方お願いしたい。

	(現 行)	(平成19年4月～)
特別児童扶養手当(1級)	50,750円	→ 据え置き
(2級)	33,800円	→ 据え置き
特別障害者手当	26,440円	→ 据え置き
障害児福祉手当	14,380円	→ 据え置き
福祉手当(経過措置分)	14,380円	→ 据え置き
(参 考)		
障害基礎年金1級(月額)	82,508円	→ 据え置き
障害基礎年金2級(月額)	66,008円	→ 据え置き

手当額については、事務処理に遺漏のないよう万全を期されるとともに、管内市町村・関係機関への周知をお願いしたい。

(2) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の所得制限限度額については、最近の勤労者所得が伸びていないことから、障害基礎年金等の公的年金と同様に据え置く予定であるので了知されたい。

本 人

特別児童扶養手当(4人世帯・年収)	770.7万円	→	据え置き
その他(2人世帯・年収)	565.6万円	→	据え置き
扶養義務者等(6人世帯・年収)	954.2万円	→	据え置き

(3) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」(昭和40年政令第270号)に基づき交付されているところであるが、平成18年度事業実績報告及び平成19年度当初交付申請に係る都道府県と市町村の事務費単価は以下の額となるので、了知されたい。

	17年度	18年度
・ 政令第1条第1号に規定する額(都道府県分)	2,320円	→ 2,340円
・ 政令第2条に規定する額(市町村分)	1,458円	→ 1,461円

(4) 制度の適正な運営等について

特別児童扶養手当等の支給事務については、従来より適正な運営をお願いしているところであるが、都道府県及び市町村等において、以下のような不適切な取り扱いが見られた。

- ① 有期再認定の際の額改定事務において、
 - イ 増額改定の場合、受給者が額改定請求書の提出を行っていないにもかかわらず、職権にて事務処理している事例
 - ロ 減額改定又は受給資格喪失の場合、減額改定日又は受給資格喪失日を診断書の診断日ではなく有期満了日としている事例
- ② 認定請求書等の受理から認定までの期間が、長期間(2ヶ月以上)に及んでいる事例
- ③ 児童の死亡や施設入所により債権発生しており、特にその過払い期間が1年以上の長期にわたる事例。

各都道府県においては、制度の趣旨、支給要件等について十分理解のうえ、適正な制度運営を行うとともに、迅速な事務処理を行うよう努められたい。

また、管内市町村に対しても、適正な事務処理を行うよう周知徹底方お願いしたい。

(参考) 所得制限限度額表 (平成14年8月1日改正)

【特別児童扶養手当】

(単位：円)

	扶養親族の 等級数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成19年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000
平成18年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当】

(単位：円)

	扶養親族の 等級数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成19年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000
平成18年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000

5 郵政民営化に伴う特別児童扶養手当支払事務の変更等について

平成19年10月1日に日本郵政公社が民営化されることに伴い、特別児童扶養手当及び児童扶養手当（旧法分）の支払事務については、厚生労働省で行うことになったため、障害保健福祉部と雇用均等・児童家庭局において共同で支払システムの開発を行っているところであり、各都道府県においても、現在、各貯金事務センター等に送付している支払データフォーマットの改正が必要となるため、その作成した支払データフォーマットに全受給者のデータを内包した上で、当省に提出していただいているところである。

今後、3月中に、現時点における事務処理上の留意点について、事務連絡として各都道府県に示す予定である。（ただし、支払データの提出日、随時払いの支払日については、現在調整中のため、未定である。）

なお、郵政民営化施行までのスケジュールについては別添のとおりである。

また、郵政民営化後に、現在の受給者がどういった金融機関を選択するのかを事前に把握するため、特別児童扶養手当の受け取り金融機関の希望調査を行う予定であるので、ご協力方お願いしたい。

(別添)

○今後のテストスケジュール

	平成18年度												平成19年度							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
財務省 会計センター・ 日本銀行 (一部日本郵政 公社)																				
厚生労働省																				
都道府県																				

☆仕様(指定フォーマット等)の提示

システムテスト

連携テスト

※システムテストでは、各都道府県から全数の受給者データを受け取り、本省システムとの連携テストを行います。
 ※連携テストでは、本番を想定し、ダミーデータを用いて、以下のような一連の流れでテストを行います。
 (関係機関：厚生労働省、財務省会計センター、日本銀行、日本郵政公社)

6 心身障害者扶養保険制度の見直しについて

心身障害者扶養保険制度については、財政安定化のため、平成7年度に、保険料の引き上げ及び公費の投入などの措置を講じた（第3次改正）ところである。

心身障害者扶養保険制度の財政状況については、その後の金利状況の低下や障害者の平均寿命の伸長等により、第3次改正以降も大変厳しい状況にあることから、厚生労働省内において検討を進めてきているところである。

今後、関係省庁・団体等との調整を行いながら、外部有識者等の意見もいただくために、「扶養保険検討委員会」を早急に設置して、制度のあり方についての結論を得た上で、平成19年度中に制度の見直しを行うこととしている。

おって、制度の見直しに当たり、条例等の改正が必要となることが予想されるが、当省において条例準則等を示した上で、都道府県・指定都市に対する行政説明会を行うこととしているので、都道府県・指定都市におかれては、条例等の改正が円滑に行われ、かつ、加入者等への周知が徹底されるよう、円滑な事務処理についてご協力方お願いしたい。

(参考1) 加入者数・年金受給者数の推移

年度	加入者数 (年度末)		年金受給者数 (年度末)	
	延数	実人員	延数	実人員
44	-	733	-	-
45	-	46,530	-	139
46	-	63,320	-	477
47	-	65,149	-	872
48	-	67,088	-	1,382
49	-	69,838	-	1,912
50	-	72,183	-	2,458
51	-	74,357	-	3,038
52	-	76,732	-	3,644
53	-	78,662	-	4,261
54	87,364	82,530	4,975	4,975
55	97,467	86,444	5,744	5,725
56	102,051	88,537	6,583	6,527
57	105,609	90,078	7,540	7,430
58	108,653	91,262	8,538	8,348
59	111,201	92,157	9,645	9,372
60	113,148	92,662	10,689	10,332
61	113,007	91,581	11,958	11,487
62	113,980	91,421	13,112	12,534
63	116,126	91,885	14,416	13,726
1	118,378	92,390	15,782	14,954
2	120,516	92,845	17,198	16,217
3	122,802	93,323	18,690	17,547
4	124,610	93,544	20,291	18,941
5	126,306	93,657	21,988	20,405
6	127,862	93,643	23,736	21,924
7	122,841	89,981	25,496	23,431
8	118,540	86,770	27,084	24,773
9	113,843	83,315	28,586	26,046
10	109,281	79,946	30,200	27,366
11	106,100	77,429	31,846	28,721
12	103,893	75,576	33,319	29,927
13	101,947	73,858	34,820	31,125
14	100,011	72,158	36,339	32,365
15	98,576	70,796	37,854	33,565
16	96,809	69,095	39,659	35,010
17	95,311	67,591	41,310	36,329

(参考2)心身障害者扶養保険における数理上必要な資産額

年金収支

・ 障害者死亡率：平成7～9年度扶養保険制度実績

(平成17年度末現在)

(単位：百万円)

	予定利率 4.5% (現 行)	予定利率 3.75%	予定利率 3.0%	予定利率 2.0%
① 年金の現価相当額	128,587	139,146	151,370	170,911
② 公費負担現価	35,658	36,983	38,383	40,376
③ 責任準備金の額(①-②)	92,929	102,163	112,987	130,535
④ 年金資産額	54,095	54,095	54,095	54,095
⑤ 不足額(③-④)	38,833	48,067	58,892	76,440

(参 考)

(平成16年度末現在)

(単位：百万円)

	予定利率 4.5% (現 行)	予定利率 3.75%	予定利率 3.0%	予定利率 2.0%
① 年金の現価相当額	125,141	135,561	147,645	167,004
② 公費負担現価	38,524	40,080	41,731	44,095
③ 責任準備金の額(①-②)	86,617	95,481	105,914	122,910
④ 年金資産額	47,338	47,338	47,338	47,338
⑤ 不足額(③-④)	39,279	48,143	58,576	75,572

7 特別障害給付金制度の周知について

特別障害給付金制度については、平成17年4月1日から施行されており、制度の周知については、障害保健福祉部企画課通知（平成18年8月7日付け障企発第0807001号（別添参照））により依頼しているところであるが、その一層の周知徹底を図るため、各都道府県及び市区町村を通じ引き続き制度の周知・広報をお願いしたい。

また、特別障害給付金制度の更なる周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会が多い方々を通じた周知についてもご協力方お願いしたい。

(別添)

障企発第 0807001 号
平成18年8月7日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長

特別障害給付金制度の周知について（依頼）

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者に対する福祉的な措置として、平成17年4月1日より特別障害給付金制度が施行され、一年余りが経過したところであります。

これまで、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（平成16年法律第166号）が成立して以来、各都道府県及び市区町村にご協力をいただき、広報紙への掲載や、窓口でのチラシ配布等による周知をお願いしてきたところですが、平成18年5月12日付けの事務連絡にて、各都道府県及び各市区町村における特別障害給付金制度の周知の状況を調査させていただいたところ、参考1、2の通り未だ不十分な状況にあります。

つきましては、以下の周知方法によるほか、障害者の方々に対する各種情報提供や行事の実施等、障害保健福祉施策を実施していく際のあらゆる機会を捉え、特別障害給付金制度の更なる周知にご協力をいただくようお願い致します。さらに管内の市区町村（指定都市及び中核市を含む。）や障害者団体への協力依頼についてもお取り計らいいただきますようお願い致します。

（周知方法の参考例）

- ① 窓口でのチラシ等の配布や広報紙等への掲載
- ② ホームページへの掲載
- ③ 障害者団体、事業者、民生委員等を通じたきめ細やかな周知
- ④ 市区町村における窓口の設定や担当職員への周知

なお、別添に周知用案文例を添付しましたので、周知用パンフレット等の作成等にご活用下さい。

(別添)

(周知用案文例)

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設され、平成17年4月1日から施行されました。

1. 支給の対象となる方

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（※）があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

（※）障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

2. 支給額（平成18年度）

障害基礎年金1級相当に該当する方：月額49,850円（2級の1.25倍）

〃 2級相当に該当する方：月額39,880円

○支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定されます。

○ご本人の所得によっては、支給が全額又は半額、制限される場合があります。

○老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。

○経過的福祉手当を受給されている方は、当該手当の受給資格は喪失します。

3. 請求手続

請求の窓口は、住所地の市区町村役場です。なお、特別障害給付金の支給に関する事務は、社会保険事務局（社会保険庁）で行っています。

原則として、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要がありますが、経過措置として、施行日（平成17年4月1日）に65歳を超えている方は平成22年3月31日まで申請することができます。また、施行日以降間もなく65歳に達する方についても65歳を超えてから一定期間は請求を行うことができる経過措置が設けられています。

8 障害者保健福祉推進事業について

障害者自立支援法を核として、障害者の就労支援、地域移行、地域生活支援等を通じ、障害者の自立支援を一層推進するためには、地域の関係者における様々な工夫や取組を積み上げ、その普及を図ることが必要不可欠である。このため、平成19年度においては、平成18年度から行われてきた本事業の予算を更に増額し、障害者の自立支援の充実のための先駆的、革新的なモデル事業等に対して所要の助成を行うこととしているので、各地域において策定した障害福祉計画の推進を図る観点等も踏まえ、以下の事項に留意の上、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

(1) 目的

本事業は、障害者自立支援の充実のための先駆的、革新的なモデル事業等に対して所要の助成を行い、もって、障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実と障害福祉計画の推進に資することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

- ① 都道府県又は市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）
- ② 厚生労働省所管の公益法人等関係団体及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体

(3) 事業の区分

○ 障害者自立支援調査研究プロジェクト

平成18年度と同様、障害者の自立支援の充実のための調査研究や先駆的・革新的な試行的取組について、幅広く対象とする。

なお、平成19年度においては、上記のうち政策的な観点等から特に実施を推奨するテーマ（事業）をいくつか指定し、一般分とは別枠で採択する予定である（指定テーマに関する事業については、原則として一般分の採択対象としない。）。具体的な指定テーマ等は実施協議の通知時に提示するが、いずれにせよ現時点で考えられる事業例は以下のとおりである。

- 障害者の就労支援の充実や就業率向上に資する訓練プログラムに関するもの
- 地域における福祉、雇用、教育等とのネットワーク構築等の環境整備に関するもの
- 精神科病院入院患者の早期退院・地域生活移行に関するもの
- 三障害を一体的に受け入れる事業の展開に関するもの
- 障害者に対する社会的偏見の是正、差別・虐待防止、成年後見等の権利擁護を推進するもの

- 重度障害者の地域生活を支えるための調査研究・試行的事業
- 障害者と高齢者の相談支援を一体的に実施するなど、対象者のユニバーサル化に資するもの
- IT技術を活用した障害者福祉サービスの高度化・充実に資するもの
- 高次脳機能障害、発達障害等に係る支援に関するもの
- 市町村合併に対応した地域組織の強化に関するもの
- 地域住民による障害者自立支援システムの構築に関するもの
- 情報コミュニケーション支援のための調査研究・試行的事業
- その他障害者自立支援の拡充・強化に資するもの

(4) 補助基準額等

ア 補助基準額

1事業当たり2,000万円以内を基本とする。

※ 事業を効果的に実施する上で特に必要と認められる場合は、この限りではない。

イ 補助率

定額 10/10相当

<参考> 総事業費 25億円(18年度予算額 5億円)

(5) 留意事項

ア 事業の趣旨に沿わないもののほか、以下に該当するものは、原則として対象としない。(詳細は別途提示)

- ① 単年度で終了しない事業
- ② 前年度からの継続事業(新たに展開する部分があれば、当該部分に限り対象となりうる。)
- ③ 他の補助制度による補助対象事業及び国庫補助が廃止(一般財源化)された事業並びに地方自治体の補助事業で実施していた事業
- ④ 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占める事業
- ⑤ 事業の大部分が設備、備品購入費等である事業
- ⑥ 営利を目的とする事業

イ 一の実施主体が複数の提案をする場合には、以下の条件を満たすこと。

- ① 内容が十分に検討・精査されたものであること
- ② 仮に提案が全て採択されたとしても適切に実施できること

(6) 執行スケジュール (予定)

平成19年3月下旬 実施要綱案の提示

実施協議の通知

4月上旬 実施要綱の通知

下旬 実施協議の締め切り

5月下旬 評価のための委員会開催

6月上旬 採択・内示

※ 1次協議の状況により、2次協議の実施を検討。

<企画課地域生活支援室>

1 地域生活支援事業について

(1) 地域生活支援事業の円滑な実施

地域生活支援事業は、障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう住民に最も身近な行政単位である市町村を中心として、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業の実施を可能とし、自治体の裁量が最大限発揮できる仕組みとしているものである。

また、地域生活支援事業は、自治体の創意工夫による効率的・効果的な取組を期待しているところであるが、事業の準備段階から平成18年10月の施行までの期間が短かったこと、障害者、事業者等への周知も十分といえない段階で施行を迎えたことなどから、単に従来の事業内容を引き続き実施している状況も見受けられる。

そのため、自治体の裁量が必ずしも十分に活かされないまま実施されている状況もあることから、平成19年度以降の地域生活支援事業の実施にあたっては、以下の点に留意し、積極的な取組を推進されたい。

ア 効率的・効果的な事業の実施について

(ア) 地域生活支援事業は、画一的でなく各自治体の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施することができることとしており、障害者等のニーズを踏まえ、障害者等の地域生活を支援するために必要不可欠な事業の実施に努められたい。

(イ) 移動支援事業、地域活動支援センターなどの必須事業の確実な実施を図るとともに、他の事業についても、現行サービス水準の低下を招かないような取組に努められたい。

(ウ) 介護保険サービスなどの地域における既存の社会資源の十分な活用や、ボランティア活動の積極的な活用など、効率的・効果的な事業の実施を推進すること。

(エ) 地域生活支援事業に係る利用者負担については、自治体の判断によることとしているが、手話通訳の派遣などのコミュニケーション支援事業や、事業を継続して実施している場合など、利用料を求めるにあたっては、従来の利用者負担の状況や個別給付における負担状況等を踏まえ、低所得者のサービス利用に支障が生じないよう十分な配慮をお願いする。

(オ) 地域活動支援センターへ移行した事業者について、就労継続支援事業や生活介護などの個別給付事業への移行が円滑に促進されるよう、引き続き、必要な支援を図られたい。

イ 市町村及び都道府県間の調整について

地域生活支援事業は、市町村を中心として、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するものであるが、市町村が事業を円滑に実施できるよう都道府県による必要な助言・情報提供、管内市町村間の調整を図ることが極めて重要であることから、以下の点に留意の上、積極的な支援に努められたい。

(ア) 大都市特例の廃止に伴う市町村及び都道府県間の調整

(イ) 都道府県事業から市町村事業へ移行する事業のフォローアップ

(ウ) 複数の市町村が連携し、広域的に実施できるような助言・指導

(エ) 都道府県が市町村に代わって事業を実施（代行事業）するなどの調整

(オ) 市町村事業の実施状況の把握

ウ 福祉ホームの安定的な運営について

福祉ホームは、現に住居を求めている障害者に、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与するものとして、市町村及び都道府県が実施することができる事業として位置付けているところであるが、利用者の居住を支援する重要な役割を果たしている事業であることに鑑み、利用者が引き続き安心して居住の場として利用できるよう、財政的な支援も含め、特段の配慮をお願いする。

(2) 平成19年度地域生活支援事業の国庫補助配分の枠組み

地域生活支援事業は、平成19年度予算（案）において、事業の実施に必要な経費400億円を確保したところである。

平成19年度地域生活支援事業に係る国庫補助の配分については、事業実績割分と人口割分を組み合わせる行うこととしているが、その配分比率は、平成18年度の国庫補助における事業実績を勘案して決定することとしており、市町村及び都道府県に対する国庫補助配分の考え方については、別途、お知らせする予定である。

なお、平成21年度以降の国庫補助配分については、人口に基づく全国一律の基準による配分とする予定である。

(3) 地域生活支援事業における取組事例の情報提供依頼

今後、市町村及び都道府県が地域生活支援事業を取り組むにあたっては、障害者等のニーズに則した効率的・効果的な事業展開を図ることが大変重要である。このため、自治体の創意工夫による様々な取組事例を紹介し、それらを参考にし、更なる取組が推進されるよう、自治体における事業実施の取組事例を取りまとめた上で、配布することを予定しているところである。

については、都道府県において、地域生活支援事業の取組事例の情報提供について協力をお願いする。

なお、取組事例の内容については、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター、専門性の高い相談支援事業、広域的な支援事業等に関する実施要綱や広報資料等について、少なくとも各事業1自治体の情報提供をお願いしたいと考えており、平成19年3月30日（金）までに障害保健福祉部地域生活支援室地域生活支援事業係に提出をお願いする。

(4) 地域生活支援事業の実施要綱の改正

平成19年度の地域生活支援事業の実施要綱については、現在以下の改正を予定しているところであり、了知いただくとともに、改正通知を4月以降速やかに発出することとしている。

- ・ 経過的デイサービス事業の廃止
- ・ 経過的精神障害者地域生活支援センター事業の廃止
- ・ 相談支援事業の住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の対象者に身体障害者を加える。

2 障害者自立支援対策臨時特例交付金の円滑な実施について

障害者自立支援法は、障害者が地域で普通に暮らせる社会を構築するため、就労移行支援の強化や地域移行を進めるとともに、立ち後れている障害福祉サービスの全国的な均てん化を図るものであるが、今回の改革が抜本的なものであったことから、関係各方面から様々なご意見があったところである。

こうした意見を踏まえ、法の定着に万全を期すための措置として、事業者に対する激変緩和措置及び新法への移行等のための緊急的な経過措置を実施するため、障害者自立支援対策臨時特例交付金を平成18年度補正予算で確保したところである。

本特例交付金による特別対策事業については、市町村及び都道府県において、平成20年度末までの計画を策定した上で、実施していただくこととしているところであるが、お示ししているメニュー事業の円滑な実施に特段の配慮をお願いする。また、本事業は地域の実情に応じて、緊急必要な事業を実施できることとしているところであり、当該交付金の有効活用を図ることにより、地域生活支援事業のより効率的・効果的な実施も可能になるものと考えているので積極的な取組をお願いする。

3 障害者に対する情報支援等について

(1) 障害者IT総合推進事業

情報通信技術（IT）の進展により、障害者の自立と社会参加を推進する観点からも、デジタルディバイド（ITの利用機会の格差）解消の取組については、政府において「IT新改革戦略（平成18年1月19日 内閣官房IT戦略本部取りまとめ）」を策定し、民と官の協力により様々な分野で進められているところである。

障害者の情報通信技術の利用機会の格差是正を図るため、パソコンボランティア養成・派遣事業等のIT関連施策を「障害者IT総合推進事業」として実施しているところであるが、地域においてIT支援の中心となる障害者ITサポートセンター（23都府県・市33か所：平成18年4月1日現在）を拠点とした、より一層の事業の充実をお願いしたい。

(2) 視聴覚障害者への情報提供体制

ア 視聴覚障害者に対する情報支援、コミュニケーション支援については、より一層の充実が求められているところであり、「IT新改革戦略」においても情報アクセス及びコミュニケーションのユニバーサル化が目標とされているところである。

とりわけ、聴覚障害者に対する情報支援等の地域における拠点となる聴覚障害者情報提供施設の設置については、「障害者基本計画（平成14年12月閣議決定）」及びIT新改革戦略に基づく取組をまとめた「重点計画－2006（平成18年7月26日内閣官房IT戦略本部取りまとめ）」において、全都道府県における整備を促進することとされている。

しかしながら、現状では全国で35施設（政令市等を含む）の設置に留まっており、未だ聴覚障害者情報提供施設が設置されていない道府県においては、具体的な整備計画を早急に検討されるよう重ねてお願いしたい。

イ これまで、聴覚障害者が利用する字幕入りビデオカセットテープの製作にかかる著作権処理については、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターと著作権権利者等との契約により、窓口を一元化すること等を条件に、全国の聴覚障害者情報提供施設における製作についても包括契約で処理されており、かつ、通常よりも安価な著作権料となっているところである。

今般、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターと著作権権利者等との調整の結果により、今後は①DVD等のデジタル方式による記録媒体への複製許諾、②聴覚障害を有する難聴者・中途失聴者等についても貸出の対象とする、③聴覚障害者が主な参加者である大会における上映許諾、の契約変更が行われたところである。

これらにより、従来からのビデオカセットテープに加え、DVDによる製作・貸出が可能となる等、利用者である聴覚障害者等からの要望に添った業務が可能となるので、「字幕入り映像ライブラリー事業」の積極的な実施をお願いするとともに、関係者等への周知方についてもお願いしたい。

なお、著作権に係る契約内容の詳細については、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに問い合わせ願いたい。

【問い合わせ先:電話03-3356-1609、メールアドレス iccd@jyoubun-center.or.jp】

(3) 盲ろう者向け福祉施策

視覚及び聴覚に障害を併せもつ盲ろう者に対する施策として、通訳・介助員の派遣を行う「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を実施しているところであるが、未だすべての都道府県において実施されるに至っていない現状にある。

未実施の道県におかれては、地域の盲ろう者の実態把握を早急に行い、本事業の実施に向けた具体的な検討をお願いしたい。

なお、厚生労働省においては、地域における盲ろう者福祉の啓発等の事業を社会福祉法人全国盲ろう者協会に委託し実施してきたところであるが、平成19年度予算では、新たに、派遣事業の全都道府県での実施を図るための調査研究を実施する予定であるので、了知願いたい。

(4) 視聴覚障害者に対する行政情報の提供

障害者への行政情報の提供にあたっては、福祉分野のみならず、様々な分野において、ご配慮いただいているところであるが、とりわけ情報入手が困難な視聴覚障害者への情報提供に際しては、点字、音声、手話等を用いるとともに、情報機器等を活用した円滑な情報提供に努められるようお願いしたい。

なお、紙面上の活字文書を音声に換えて情報伝達することを可能にする「SPコード」については、コード化するためのソフト（Microsoft word 用）がインターネット上 (<http://www.sp-code.com/support/support.html>) で無償配布されているので、積極的な活用をお願いするとともに、管内市町村への周知方についてもお願いしたい。

また、聴覚障害者に対する情報提供については、通信技術や機器の向上により、映像を介した情報提供が始まっているため、積極的な活用をお願いしたい。

4 身体障害者補助犬法について

昨年「身体障害者補助犬法の施行状況に関する検討会」を開催し、議論を重ねた結果、身体障害者補助犬法施行後3年が経過するが、補助犬に関する知識がないことから、受け入れが拒否される事例が多いなど、未だ補助犬に関する社会的認識の定着が不十分な状況であり、まず実効性のある普及啓発活動を行うことが最優先課題であるとの報告を受けたところである。

厚生労働省としては、補助犬に関する国民の理解をより一層促進するため、今般、新しくポスター及びパンフレットを作成し広く配布することを計画しており、配布の際には各都道府県等のご協力をお願いする。

また、各都道府県等におかれては、従来より施設利用の円滑化等に関する広報・啓発等についてのご協力をいただいているところであるが、引き続き、補助犬の普及・啓発についてのご協力をお願いしたい。

なお、超党派の国会議員で構成されている「身体障害者補助犬を推進する議員の会」においては、補助犬の使用者団体等からの要望も受け、次のような検討が行われているところであるので、了知願いたい。

- ① 受入れ拒否に関する苦情の申出に対する対応について
- ② 事業主に身体障害者補助犬の受入れ義務を課すことについて
- ③ 住宅を管理する者に身体障害者補助犬の受入れ義務を課すことについて

5 補装具評価検討会について

補装具評価検討会については、補装具の種目、名称、型式、額等の検討を行い、種目等の採り入れの円滑化や価格の適正化に資すること等を目的として、昨年11月に障害保健福祉部長の下に設置したところである。

本年1月より関連事業者等から新規種目の採り入れや廃止等の要望受付を行い、本検討会において検討を行う予定である。

なお、今後は、検討結果を踏まえ、厚生労働省告示等に反映できるものは採り入れていくこととしている。

6 障害者スポーツ・文化芸術活動の推進について

(1) 障害者スポーツの推進

障害者スポーツに対する国民各層の理解と関心は年々高まりをみせており、現在では、全国各地で数多くのスポーツ大会やスポーツ教室が開催されており、また、昨年3月に開催されたトリノパラリンピックでは、金メダル2個、銀メダル5個、銅メダル2個を獲得し、先月開催された冬季デフリンピック大会においても、金メダル3個、銅メダル1個を獲得する等、わが国選手団の活躍は国民に深い感動と勇気を与え、障害のある方々の能力と可能性が広く社会に示されたところである。

各都道府県等におかれては、財団法人日本障害者スポーツ協会が中心となって進めている競技選手の育成強化、指導員の養成事業等の実施について、各都道府県障害者スポーツ協会等に対し、必要な支援・協力をお願いするとともに、各障害者スポーツ関係団体との十分な連携を図り、障害者スポーツの一層の推進に努められたい。

併せて、スポーツが障害者の生活をより豊かにするという視点に立って、障害者がスポーツに取り組む環境の一層の向上についてもご配慮をお願いする。

(2) アンチ・ドーピング活動の推進

平成17年10月19日、第33回ユネスコ総会で「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」が採択されたことを受け、先般、同規約の受諾に関する閣議決定（平成18年12月26日）が行われたところである。

障害者スポーツにおいても競技者の健康、フェアプレーの原則、不正行為の撲滅等を目指し、平成19年度から財団法人日本障害者スポーツ協会を通じて、ドーピングの防止に係る普及・啓発、教育・研修及びドーピング検査の実施等の活動を支援することとしたので、各都道府県等におかれては、普及・啓発等について、特段のご配慮をお願いする。

(3) 障害者スポーツ大会の開催

ア 全国障害者スポーツ大会の開催

(ア) 平成19年度においては、全国障害者スポーツ大会を次のとおり開催する予定であるので、各都道府県・指定都市におかれては、選手団の派遣等についてご配慮をお願いする。

なお、当該大会における各都道府県・指定都市の個人競技参加枠割当数は、別紙1のとおりである。

また、選手団の参加申込期限は、秋田県国体・障害者スポーツ大会局大会総務課障害者スポーツ大会運営班宛、平成19年6月29日必着としているので、競技運営計画や宿泊・輸送計画の円滑な策定に支障を来さないよう、期限の遵守についてよろしくお願いする。

○第7回全国障害者スポーツ大会（秋田わか杉大会）

開催期間：平成19年10月13日（土）～15日（月）

開催地：秋田県 秋田市、能代市、横手市、由利本荘市、にかほ市、三種町、五城目町

主催：厚生労働省、(財)日本障害者スポーツ協会、秋田県 他

(イ) 第8回全国障害者スポーツ大会（平成20年度、大分県）から、精神障害者のバレーボールを正式競技として加えるとともに、内部障害者（膀胱・直腸機能障害者）の参加競技・種目を新たに加える予定（別紙2参照）である。

また、陸上競技、水泳競技についても、競技種目の見直しを予定（別紙2参照）しており、具体的な実施方法等の詳細については、本年4月中に財団法人日本障害者スポーツ協会からお知らせする予定であるので了知願いたい。

イ 国際大会の開催

平成19年度においては、国際大会が別紙3のとおり開催される予定であるので、各都道府県・指定都市におかれては、選手団の派遣に係る便宜の提供等について、格段のご配慮をお願いする。

(4) 文化芸術活動の推進

障害者の文化芸術活動への参加を通じ、自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、従来から「障害者芸術・文化祭」を実施しているところである。

平成19年度は、長崎県で開催することとしているが、開催日等詳細については、決定次第連絡する予定であり、その際には、各種作品、演目の募集等についてご協力をお願いすることとなるのでご了承ください。

また、平成20年度以降の開催についても、積極的な検討をお願いしたい。

7 国際障害者交流センターについて

「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、「国連・障害者の十年」を記念する施設であり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボリックな施設として、①障害者の国際交流、②重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流活動、③障害者自らが行う文化・芸術の発信など、障害者の様々な活動や支援の拠点となるよう施設全体をバリアフリー化し、障害者だけでなくあらゆる人々にとって利用しやすい施設として建設されたものである。

平成19年度においては、別紙4の事業を実施する予定であるが、これら事業の実施に当たっては、平成18年度と同様、研修事業の周知、参加者の推薦、調査活動へのご協力等をお願いする予定であるので、ご配慮願いたい。

また、障害者関係団体等が行う行事や研修、養護学校における修学旅行等の宿泊先としての活用その他、市民団体、関係機関等にも障害者に対する理解を深めてもらう観点から、本センターを積極的にご利用いただけるよう関係者への周知方ご配慮願いたい。（施設概要は別紙5のとおり）

8 手話通訳技能認定試験について

平成18年度の第18回手話通訳技能認定試験は、平成18年9月に学科試験、同年11月に実技試験が行われ、平成19年3月30日（金）に合格者の発表が行われる予定である。

現状を鑑みると、平成17年度までの試験の合格者数の累計は全国で1,561人となっているが、多様かつ複雑化する教育や医療、司法等の場面において、聴覚障害者が必要とする高度な技術を持った手話通訳士の働きに対する期待が更に増している。

また、手話通訳者等の派遣を行うコミュニケーション支援事業を実施する市町村の増加により、事業の中核を担い、指導者的役割を果たすことが出来る手話通訳士の増加が強く望まれている。

このような状況の中、平成19年度の第19回手話通訳技能認定試験は、受験者の経済的負担の軽減及び受験の利便性の向上を図ることにより、手話通訳士を目指す者の増加を促し、もって、手話通訳士のさらなる増加や地域的な偏在傾向の解消を図るという観点から、別紙6のとおり試験実施方法等を改正することとしている。

特に、今回の改正では、学科試験と実技試験を2日間連続で実施するとともに、実技試験の会場を1ヶ所増やすことになるので、十分留意願いたい。

第19回手話通訳技能認定試験

学科試験 平成19年10月7日（日） [会場：東京・大阪・熊本]

実技試験 平成19年10月8日（月・祝） [会場：東京・大阪・熊本]

(別紙1)

第7回全国障害者スポーツ大会 都道府県・指定都市別個人競技参加枠割当数

都道府県(市)	個人競技参加枠割当数			都道府県(市)	個人競技参加枠割当数		
	身体	知的	合計		身体	知的	合計
北海道	33	46	79	岡山県	14	20	34
青森県	14	23	37	広島県	14	20	34
岩手県	14	22	36	山口県	16	17	33
宮城県	13	22	35	徳島県	9	13	22
秋田県	56	87	143	香川県	10	13	23
山形県	14	19	33	愛媛県	13	17	30
福島県	18	27	45	高知県	9	12	21
茨城県	15	25	40	福岡県	18	26	44
栃木県	12	20	32	佐賀県	9	14	23
群馬県	12	18	30	長崎県	13	20	33
埼玉県	23	38	61	熊本県	16	22	38
千葉県	19	31	50	大分県	17	24	41
東京都	55	77	132	宮崎県	11	17	28
神奈川県	18	28	46	鹿児島県	16	23	39
新潟県	12	18	30	沖縄県	11	17	28
富山県	10	13	23	札幌市	16	22	38
石川県	9	14	23	仙台市	10	17	27
福井県	9	12	21	さいたま市	7	11	18
山梨県	9	12	21	千葉市	7	11	18
長野県	16	23	39	横浜市	15	25	40
岐阜県	14	21	35	川崎市	7	12	19
静岡県	13	21	34	新潟市	7	11	18
愛知県	21	37	58	静岡市	7	11	18
三重県	12	17	29	浜松市	7	11	18
滋賀県	10	16	26	名古屋市	13	20	33
京都府	11	15	26	京都市	13	18	31
大阪府	27	41	68	大阪市	18	24	42
兵庫県	32	47	79	堺市	8	12	20
奈良県	11	16	27	神戸市	23	32	55
和歌山県	11	14	25	広島市	9	13	22
鳥取県	8	11	19	北九州市	10	15	25
島根県	9	13	22	福岡市	9	14	23
				合計	942	1,398	2,340

第8回全国障害者スポーツ大会 競技・種目改正概要

- 1 新たな障害者の競技・種目導入
 - 1) 精神障害者
バレーボール
 - 2) 内部障害者(膀胱・直腸機能障害)の種目導入
 - ① 陸上競技(走競技、跳躍、投てき)
 - ② フライングディスク
 - ③ アーチェリー

- 2 種目の導入・廃止等
 - 1) 陸上競技
 - ア) 新種目の導入
ジャベリックスロー

 - イ) 廃止の種目
 - ① 障害急歩
 - ② 60m走 5000m走
 - ③ 三段跳び
 - ④ ハンドボール投げ やり投げ
 - ⑤ スラローム1

 - ウ) 改正
スラローム

 - エ) その他
障害及び年齢区分ごとの参加種目の見直し

 - 2) 水泳
 - ア) 廃止の種目
個人メドレー種目全部

 - イ) その他
障害及び年齢区分ごとの参加種目の見直し

平成19年度障害者スポーツ国際大会の開催予定

- 第3回IBSA（国際視覚障害者スポーツ協会）世界選手権大会
開催期間：平成19年7月28日（土）～8月8日（水）
開催地：ブラジル、サンパウロ
主催：国際視覚障害者スポーツ協会、開催国組織委員会

- 2007 IWAS（国際車いす・切断者スポーツ連盟）世界選手権大会
開催期間：平成19年9月9日（日）～9月19日（水）
開催地：台湾、台北
主催：国際車いす・切断者スポーツ連盟、現地組織委員会

- 第5回INAS-FID（国際知的障害者スポーツ連盟）世界卓球選手権大会
開催期間：平成19年10月29日（月）～11月4日（日）
開催地：千葉県千葉市
主催：日本知的障害者卓球連盟
INAS-FID世界卓球選手権大会組織委員会

- 第1回パワーチェアフットボールワールドカップインジャパン
開催期間：平成19年10月8日（月）～10月13日（土）
開催地：東京都江東区
主催：日本電動車椅子サッカー協会

平成19年度国際障害者交流センター事業計画

1 災害支援ボランティアリーダー養成研修事業

災害発生時、障害者に対するきめ細かな救援・支援活動をサポートするボランティアリーダーの養成を行う。

実施時期 平成19年7月・11月 2回

研修期間 3日間/回

募集人員 30人/回

2 障害関係福祉情報等提供事業

以下に掲げる方法により、ビッグ・アイにおいて開催される各種行事の開催予定、障害者支援団体に関する情報の提供等を行う。

(1) ホームページの運用

当センターの紹介、アクセス、事業案内を始め、障害者団体が開催する障害者の芸術・文化事業等の情報を、当センターのホームページ (<http://www.big-i.jp/>) を通じて提供する。

(2) メールマガジンの発信

当センターの主催事業をはじめ、全国の都道府県及び関係団体、障害者グループの芸術・文化活動の情報などを、メールマガジン（お問合せ <http://www.big-i.jp/otoiawase/>）を通じて提供する。（2ヶ月毎に配信）

(3) ビッグ・アイ インターネット美術館の運営

障害者の作成した絵画、イラストなどを募集し、当センターのホームページに開設しているインターネット美術館 (BiG-i Museum) (<http://big-i.jp/museum/>) に掲載する。

(4) 情報誌「ビッグ・アイ」の発行

障害者の芸術活動に関する国内外の情報、当センターの紹介・事業報告などを掲載した情報誌「ビッグ・アイ」を発行し、全国の障害者団体・施設等へ配布する。（年2回発行予定）

(5) 障害児の作品展

養護学校などの作品を中心にパネル展を開催する。

実施時期 平成20年2月（予定）

(6) 障害者の社会参加に関する相談

障害者が自ら行う国際交流、芸術・文化活動、パソコンやインターネットに関する事、及びその他障害者の社会参加に関する分野に対して助言・指導等を行うとともに、これらの相談に応えられるよう関連情報の収集や関係団体との連絡調整に努める。

(7) 障害者対応パソコンによる情報提供や操作指導

障害者対応パソコン及び周辺機器を操作体験しながら、様々な情報収集ができるよう操作指導を行う。

(8) コミュニケーション機器等の常設展示

「情報と交流」を展示コンセプトとして、障害者の情報収集や交流活動に欠かせない意思伝達装置等のコミュニケーション機器を中心に展示し、また、生活支援に必要なバリアフリー器具として食事用具も併せて展示する。

(9) 施設の広報やイベント、研修案内などの情報発信

当センターのパンフレットや行事案内を始め、障害者関連の情報誌等を常置し、来館者への情報提供に努める。

3 障害者芸術・文化活動支援事業

(1) 調査研究事業

障害者の芸術・文化活動に関する情報を収集するため、全国の障害者団体に対して調査を行う。

(2) 芸術・文化活動支援事業

障害のある方もない方も、共に一つの空間を共有し相互理解を深めるため、芸術文化活動を一つの手法とし講演会・コンサート・映画上映・演劇・ワークショップなどを開催し、障害者の芸術・文化活動の充実・振興に努めるとともに、障害者の社会参加の促進に努める。

(3) バリアフリーアートアカデミーの開催（年3回実施予定）

実施時期 平成19年8月・20年2・3月

4 国際交流事業

国内外の障害者団体や障害を克服して活躍している方との交流等を実施し、海外の障害者との相互理解を深めるとともに、国際交流を推進する。

実施時期 平成19年12月（予定）

国際障害者交流センターの概要

1 名称及び愛称

「国際障害者交流センター」(愛称：ビッグ・アイ)

2 所在地

大阪府堺市茶山台1-8-1 (泉北ニュータウン泉ヶ丘地区)

(JR新大阪駅から地下鉄御堂筋線・泉北高速鉄道経由で約55分、
泉ヶ丘駅下車徒歩3分)

3 施設規模

地上3階地上1階建 (敷地面積 約8,000㎡, 延床面積 約12,000㎡)

4 主な施設内容

○多目的ホール

[客席約1,500席、車椅子利用の場合約1,000席(うち車椅子席最大約300席)]

○宿泊室 35室 (洋室26室、和室6室、和洋室2室、重度障害者対応室1室)

○大・中・小会議室、バリアフリープラザ (情報・相談コーナー)

○レストラン (50席)、駐車場

5 障害者のための特別な機能

○大型映像設備、集団補聴設備、同時通訳設備を設けた多目的ホール

○館内自動音声案内設備

○広い空間を確保したバリアフリー仕様の宿泊室

○文字言語の画面表示・発光・振動機能を有した緊急時にも対応できる館内案内設備

○光点滅式避難誘導設備 等

6 施設の利用予約及び料金等の問合せ先

TEL : 072-290-0900 FAX : 072-290-0920 URL : <http://big-i.jp/>

手話通訳技能認定試験実施方法等の改正

	平成18年度実施	平成19年度実施(予定)
試験方法及び試験日	2段階方式 ・学科試験 9月24日(日) ・実技試験 11月26日(日)	連続方式(連続する2日間) ・学科試験 10月7日(日) ・実技試験 10月8日(月・祝)
試験科目及び試験方式	学科試験【4科目】 ・障害者福祉の基礎知識 ・聴覚障害者に関する基礎知識 ・手話通訳のあり方 ・国語 実技試験 ・聞取り通訳試験 (音声による出題を手話で解答) 2問 ・読取り通訳試験 (手話による出題を音声で解答) 2問	同 左
学科試験の合格基準	学科試験 次の2つの条件を満たした者を学科試験の合格者とする。 ア 全ての科目において得点があり、かつ、4科目の総得点の60%程度を基準として、必要に応じて問題の難易度で補正した点数以上の得点を得た者。 イ アを満たした者のうち、「国語」の科目において、60%以上の得点を得た者。	同 左
試験会場	学科試験 東京・大阪・熊本(3会場) 実技試験 東京・大阪(2会場)	学科及び実技試験 東京・大阪・熊本(3会場)
受験資格	ア. 学科試験 20歳(受験日の属する年度の3月末日までに20歳に達する者を含む。)以上の者。 イ. 実技試験 学科試験の合格者とする。なお、学科試験の合格者は、当面、合格年度から2年間受験できるものとする。	ア. 学科試験 同 左 イ. 実技試験 当該年度の学科試験受験者。なお、前年度の学科試験合格者は、当面、受験できるものとする。
合格発表及び公表方法	学科試験発表 試験の1ヶ月後 実技試験発表 3月31日	発表 1月下旬
受験者募集	試験案内配布 4月上旬 願書受付 5月上旬～6月末日	同 左

※ゴシック体は、改正事項

< 企画課監査指導室 >

1 平成19年度における障害保健福祉行政事務指導監査について

(1) 障害者自立支援法に基づく指導監査等について

障害者自立支援法に基づく指導監査については、同法に基づく制度の円滑かつ厳正な運用が求められており、都道府県・指定都市並びに中核市においては、障害福祉サービス事業者等及び管下市町村に対する指導監査の実施に当たって、指定事業者等による適切なサービス提供、新制度における事業の円滑な移行などに重点を置いた指導をできる限り実地に行うとともに、制度の周知について特段のご配慮を願いたい。

また、当省としては、自立支援指導官を設置し、都道府県などへの必要な助言、情報の提供等を予定しているところであり、19年度においては、20年1月及び2月に、自立支援指導官による指導監査の実施に必要な事項についての調査を実施することとしている。対象となる都道府県については、後日通知することとしているのでご協力願いたい。

(2) 障害者自立支援法に基づく指導監査の指針について

障害者自立支援法に基づく指導及び監査については、地方自治法に基づく、技術的助言として以下の指針を通知することとしている。

- ア 指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について
- イ 自立支援給付事務等の市町村の指導について
- ウ 障害者支援施設等に係る指導監査について

(3) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

ア 基本方針

指導監査は、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」（昭和50年8月13日児発第532号の2厚生省児童家庭局長通知）及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」（昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）を踏まえて実施するとともに、「特別児童扶養手当等支給事務指導監査の実施について」（平成12年6月21日障第488号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知の別紙「特別児童扶養手当等支給事務監査要綱」を参考として、適正な指導監査の実施に努められたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任（専決権付与等）している都道府県においては、監査マニュアルの作成、これらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施に努められたい。

イ 平成19年度指導監査の重点事項等

(ア) 特別児童扶養手当について

① 監査体制の確保

手当の支給事務等について、適切な組織体制、新任職員等に対する研修等が確保されるよう指導されたい。

② 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、公的年金受給権の確認、関係機関等への照会、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸籍謄本等の確認を徹底するよう指導されたい。

③ 支給要件等の審査の徹底

支給要件の審査に当たり、生計維持関係については、戸籍及び住民票により確認し、所得状況については課税台帳等により確認することとし、また、障害程度の変動による手当額の改定に当たっては、診断書等の資料に基づき適正に処理されるよう指導されたい。

(イ) 特別障害者手当等について

① 適正な障害程度の認定

障害程度については、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日社更第163号厚生省社会局長通知）の別紙「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」を踏まえ、適切な認定を行うよう指導されたい。

② 適正な所得審査

所得額の把握については、税務担当部署との緊密な連携等によりの確に所得審査を行うよう指導されたい。

③ 現況調査等の徹底

受給資格について、社会福祉施設等への入所の有無、3か月を超える入院の

状況、死亡等を的確に把握するため、市町村、福祉事務所等の関係機関と連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者の資格喪失に係る届出義務についても、周知徹底を図るよう指導されたい。

(4) 精神科病院に対する実地指導について

精神科病院に対する実地指導については、各都道府県及び各指定都市において実施されているところであるが、今年度の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係行政事務指導監査において、精神科病院に対する実地指導の検証を行った結果、入院者の処遇や法律上の諸手続等の重要事項について、指導が行われていない事例が認められ、また、指導後の改善も十分ではない状況が見受けられたので、関係部局と連携の強化を図るとともに、平成10年3月3日各都道府県知事・各指定都市市長あて4部局長連名通知「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」等に基づき、指導方法に創意工夫を凝らし、適正かつ効果的な実地指導に努められたい。

2 平成19年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

(1) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

平成19年度都道府県に対して行う特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査の実施計画については、別紙1のとおりであるので、ご了解願いたい。

(2) 自立支援指導官による調査

自立支援指導官による障害者自立支援法に関する指導監査については、平成20年度から実施を予定しているが、19年度は指導監査の実施にあたり必要な事項等の調査を平成20年1月及び2月において実施することとしている。調査の対象としてお願いする都道府県については後日通知するので、ご協力願いたい。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係行政事務指導監査について

平成19年度の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係行政事務指導監査の実施計画については、次のとおり重点事項を定め、原子爆弾被爆者に対する援護に関

する法律及び結核予防法等関係行政事務指導監査と併せ、別紙2の実施計画により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

また、当該指導監査の際には、平成19年度においても、精神科病院入院者の適正な医療及び保護の観点から、引き続き、精神科病院に対する実地指導の検証を行うこととしているので、指導監査が円滑に実施できるよう特段のご配慮をお願いしたい。

(指導監査重点事項)

- ア 指定病院及び応急入院指定病院の指定基準の遵守状況
- イ 精神科病院の実地指導及び実地審査状況
- ウ 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況
- エ 精神医療審査会における退院請求・処遇改善請求の処理状況（処理期間等）
- オ 精神医療費の公費負担事務処理状況（レセプト等の審査点検等）
- カ 精神科病院に対する実地指導等の検証

3 その他

平成18年度特別児童扶養手当等に係る指導監査の実施状況については、別途通知するので提出をお願いしたい。

平成19年度特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査等実施計画(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画		岐阜県 (1)	宮城県 (1)	秋田県 (1)		岩手県 (1)	栃木県 愛知県 (2)	神奈川県 静岡県 (2)	福岡県 香川県 (2)	障害者支援に基づく調査 自立に指の調査 自法く査の実 者援つ監めを 害支基導た査	障害者支援に基づく調査 自立に指の調査 自法く査の実 者援つ監めを 害支基導た査	

(注) 上記計画については、都合により変更する場合がある。
1月及び2月の調査の実施対象となる都道府県については後日連絡する。

平成19年度公衆衛生関係行政事務指導監査実施計画

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係)

実施期間	自治体名	備考
各自治体ごとに実施期間を定めて別途通知する。	<p>(都道府県) [24]</p> <p>北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 栃木県 千葉県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 三重県 京都府 広島県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県</p> <p>(指定都市) [7]</p> <p>仙台市 千葉市 川崎市 静岡 名古屋市 京都市 福岡市</p> <p>[合計 31]</p>	<p>(注)</p> <p>1 平成18年度の対象自治体であっても、当該年度における指導監査の結果によっては、平成19年度において追加して実施する場合がある。</p>

資料編

<企画課>

障害保健福祉ニュース Vol. 1 (障害保健福祉情報 No. 55)
障害保健福祉ニュースの発刊と利用実態調査について

ごあいさつと障害保健福祉ニュースの発刊について

先月22日に社会・援護局障害保健福祉部長に就任しました中村吉夫です。宜しくお願いします。障害者自立支援法が施行された直後の障害行政の大きな転換期に重責を担うことになり、身の引き締まる想いを強く持っています。障害を抱えた皆さんの福祉の向上のため、地方自治体の皆様と手を携えて、諸課題に取り組みたいと考えています。

障害施策を進める際には、地方自治体の役割は極めて重要です。保健福祉サービスは、国民生活に不可欠であり、地域社会の中で整備されていく必要があります。高齢者の介護サービス、子育て支援サービスと並んで障害者のサービスも基礎的自治体である市町村が中心になって整備することが求められます。もちろん、都道府県の支援も重要です。サービスを整備する場合には、地域社会の資源を活用しなければなりませんし、就労支援という局面では、企業に協力を求めることが必要です。自治体で担当されている皆さまが、熱意を持ってこうしたことに取り組まれることを期待しています。私どももそうした取り組みにエールを送りたいと思います。

翻って鑑みるに、障害者自立支援法は大変厳しいスケジュールの中で施行を行ってききましたが、このため、自治体に対する情報発信がややもすると後手に回ってきたきらいがあったことと思います。今後は、できるだけ業務の定常化を果たし早期に情報提供を行いたい、そういう考えから、今般、この障害保健福祉ニュースを発刊することとしました。今回は第1回ということで、法の施行状況について解説したいと思います。そして今後、毎月1日と15日の2回、さまざまな分野の最新情報を分かりやすい形でお知らせしたいと思います。

今年の年初は、何といたっても法の円滑運営のための特別対策の執行に全力を傾けることとなります。1,200億円というせっきくの特別財源ですので、地域における障害福祉サービスが充実し、利用者も事業者も良かったと思える事業を実施していただきたいと思います。その上で、今年、就労支援や地域移行といった自立支援法の目指す取組事例を育てていくことによって、障害者のための真の自立支援システムを構築していく年だと思えます。各自治体におかれましては、こうした前向きな取組にも是非着手していただきますようお願い申し上げます。さまざまな好事例をご紹介するこのニュースレターが、そのための一助にもなることを祈っています。

平成19年2月15日 障害保健福祉部長 中村吉夫

障害福祉サービス利用の実態について

障害者自立支援法の施行状況については、これまで様々な機会を通じて把握するよう努めてきました。例えば昨年10月には、26府県で行われていた公表資料を取り急ぎまとめ、公表しました。これは、法施行後の概況をできる限り早く示さなければならないという要請があった一方で、自治体では法の施行業務に忙殺されている状況にあると認識していましたので、両者のバランスを考えて、こうした調査方法を採用したものです。その目的は達したと思いますが、国会などにおいては、やはり更に進んで詳細な全国調査を行うべきだという議論がありました。このため、今般、項目を統一した上で全国調査を実施し、すべての都道府県から回答を得、公表したものです。各自治体におかれましては、施行業務でお忙しい中、御協力ありがとうございました。

利用の中止は例外的状況である一方、全体利用者数は着実に増加

調査結果についてですが、まず障害者施設において利用者負担を理由にサービス利用を中止した方の割合は、47都道府県の加重平均で0.73%（昨年3月から10月までの累計であり、単月では0.09%）となっており、またこれを入所、通所別にみますと、入所では0.44%、通所では1.19%となっています。昨年10月の調査では、14府県の単純平均で0.39%でしたが、単月で見ると0.13%でしたので、今回の結果は、前回の調査と比べてトレンドに変化はなく、すなわち一部で報道されていたように「退所者が続出している」という状況ではなく、例外的な状況であることが確認できたと考えています。

【施設における利用者負担を理由としたサービス利用の中止】
(昨年3月から10月までの累計を一月の契約者数で除したもの)

入 所	通 所	全 体
0.44%	1.19%	0.73% (単月0.09%)

もちろん、全体としては例外的な状況であっても、それで問題がないということではありません。実際、個別の状況にはさまざまなものがあり、自由記入欄にも、「利用者負担金の急激な増加により自宅で生活している」といった記述もあります。ただし一方で、「本人の年金は家族の生活費となっている」、「利用者負担を支払ってまで施設利用する必要がない」、「工賃以上に負担したくない」といった記述も多くみられ、自立支援法における負担そのものの問題以外に、さまざまな状況が影響していることもみてとれました。

次に、昨年3月と10月の施設契約者数を比較しますと、通所で8.53%増加（入所は0.97%増加）しており、全体で3.86%の増加となっています（3月の契約者数が不明であった2県を除いた45都道府県のデータ）。つまり、上記のとおり利用の中止事

例は例外的なのですが、更に言えばこのような中止事例を大きく上回る水準で全体利用者数が増加しており、自立支援法施行後も地域の障害福祉サービスが着実に充実していることが分かります。

【施設契約者数の推移】

昨年3月 約209千人 → 昨年10月 約217千人 (+3.86%)

(参考) また、障害福祉サービスの審査支払いを行っている6国民健康保険団体連合会のデータによれば、居宅を含む利用者全体については、9.4%と更に大きく増加していることが示されています(本年4月から7月の対前年度同月比)。

退所後の生活はさまざま。仮に問題事例がある場合には丁寧な対応を

次に、施設を退所した後の状況をみますと、必ずしも皆が何もサービスを受けていないということではなく、33%は退所後他のサービスを利用しているとのことでした。一方、他のサービスを利用せずに自宅で生活している方も43%ですが、自由記入欄を見ますと、施設が市町村に連絡し相談支援につなげているという回答が多かったほか、「家業を手伝うため」、「家事手伝いをしている」などの回答も多くなっています。ただし、一部とはいえ、一方で「自宅で生活をしている」といった記述も見られます。もちろん、サービスを利用したいのに利用できず、何もせずに自宅に引き籠もっているというような状態は、できる限り避けなければなりませんので、「自宅で生活をしている」という方の中に万が一にもそうした方がいらっしゃる場合には、現場でその状況にあった個別対応を図ることが必要です。実際、自治体の中には、今回の調査を通じて把握した事例を行政ニーズとして認識し、きちんと対応を図ったところもあります。このような丁寧な対応を是非ともお願いしたいと思います。

通所施設の利用抑制、居宅サービスの状況

一方、通所施設の利用抑制は、47都道府県の加重平均で4.75%でした(昨年4月から10月までの累計。単月では0.68%)。前回10月の調査の際は、県により0.6%~2.0%という状況でしたが、これは4県のみによる状況でしたので、精度という点では限界があったことと、今回は調査期間が長くなっているため、数値が増加しているものと考えられます。

さらに、今回は、前回調査にはなかった居宅サービスについても、調査を行いました。居宅サービスは、各都道府県の調査にほとんど含まれていなかったことが端的に示しているように、必ずしも定期的な利用でない場合も多いほか、複数事業者のサービスを利用している場合もあるなど、実態調査が大変難しいという制約があります。今回も、こうした

制約を反映して30府県からの回答となっていますが、サービスの中止が0.38%、抑制が0.93%という状況でした。

障害児では中止は障害者と変わらない一方で抑制は多い～特別対策による対応

さらに、今回新たに調査した項目としては、障害児サービスの利用状況があります。障害児については、利用者負担の見直しが昨年10月からであったため、施行直後のデータしか取ることができませんが、利用中止が0.48%、抑制が4.77%という状況です。利用中止の状況は障害者のそれと変わらないのですが、抑制については、障害者では最初の一月（昨年4月）の抑制率が1.63%でしたので、障害児の方が数値が高くなっていることが分かります（なお、利用中止や利用抑制は制度の切り替え時に集中しますので、単純に今後このまま増えていくということではありません。）。

【障害児サービスの利用状況】

利用者負担を理由とした利用中止	0.48%（単月では0.24%）
利用者負担を理由とした利用抑制	4.77%

今回の調査では、入所より通所が、そして障害者より障害児が厳しいということが示されましたが、今般講じようとしている特別対策は、正に通所利用者や障害児世帯を中心に、軽減対象を課税世帯の所得割10万円まで拡大するとともに、負担上限額を2分の1から4分の1に引き下げるものですので、これらの層の負担軽減に大きく寄与するものと考えています。

（注）今回御紹介した数値については、各自治体からの報告により今後修正する可能性があります。その場合には障害保健福祉情報等により御連絡します。

（今回のレポーター：企画課課長補佐 熊木正人）

障害保健福祉ニュース Vol. 2 (障害保健福祉情報 No. 56)
地域自立支援協議会の立ち上げについて

障害者自立支援法の中で、最も自治体の取り組みに切り口を求めたのは、地域生活支援事業における「相談支援事業」と「地域自立支援協議会」です。

というのは、障害者自立支援法のキーワードは、「自己選択」「自己決定」であり、これを可能にする地域を創るためには、「相談支援事業」によって利用者の生活ニーズを的確に把握し、地域で生活できるよう「地域自立支援協議会」で具体的に実現に向けて調整していくが必要になるからです。

障害者が地域で生活するとき、その方の生活を支えていくことをみなさん考えてみてください。まず、誰に相談したらよいでしょうか？

自治体の取り組み事例をみますと、市町村がワンストップで相談可能な相談支援体制を工夫しているところが多いようです。これは、障害者が何カ所にも分けて相談に行かなくてもいいように、「身近な相談を、身近な所で」に配慮した、市町村の必須事業が背景となっています。

また、地域自立支援協議会について、国では色々な先進事例やイメージ図を出していますが、具体的に何をやるのか、どういう風に立ち上げていけばよいのかよく分からないという話を聞きます。先進事例も出来上がった姿であるため、立ち上げのプロセスがよく分からないということだと思えます。

そこで、地域自立支援協議会をどのように立ち上げていったらよいかについて、ある自治体（人口6万人）の立ち上げまでの取り組みを中心にご紹介します。

地域自立支援協議会の作り方（ある自治体の取り組みから）

まず、地域自立支援協議会を作ろう！と、市町村がかけ声をかけて、準備会を立ち上げました。あまり大勢が集まっても話がまとまらないので、最も地域の情報をつかんでいる相談支援事業者と市町村担当者が集まり、何から始めていったらいいか話し合いました。

1. 理念の共有（何のために作るのかを明確にする。）
2. どんなことをやるか並べる。（こんな事ができたら、きっと地域がよくなる。こんな事がきっと問題になると思う。など。）
3. やることを整理する。（カテゴリー毎に分けると、必要な組織が見えてくる。）
4. 組織はどうするか。
5. 構成員はどうするか。
6. ルールを決める（自治体の運営要綱の他に、協議会のルールを決める。）

このように、やることがみえてきます。更に、これを上記番号順に落とし込んでいくと、

1. 理念の共有

地域の理念が共有されることにより、地域自立支援協議会の方向性が決まります。また、細かい問題が起こったときに、解決の拠り所にもなります。

例「地域で暮らすのが当たりまえの社会の実現！」などが考えられます。

2. どんなことをやるか。

次に、関係者が集まって、地域の課題や現状をどんどん挙げてみましょう。

- ① 地域の社会資源や福祉マップなどを作って、地域の現状を共有する必要がある。
- ② 委託相談支援事業者の選定協議をすれば、「何であそこが委託され、我々が委託されなかったの？」という不満解決になると思う。
- ③ 障害福祉計画に関わることにより、地域の実情が反映され、更にその計画の実践を行っていければ、障害福祉計画に実効性が伴い、地域の福祉力につながると思う。
- ④ 生活介護やケアホームなどの社会資源利用の適切な地域ルールを作り、早い者勝ちや権威のある人からの優先利用を調整できるようにしたい。
- ⑤ 地域の情報がタイムリーに伝わり、情報に応じた調整がとれればいいと思う。
- ⑥ 施設の利用情報が分かれば、地域の対象者のサービス提供の調整が図れる。
- ⑦ 新体系に移行するには、地域の状況が分からない。地域にどのようなニーズや受け皿があり、どういう施設体系になっていったらいいか状況が分からない。
- ⑧ 委託相談支援事業者の中立・公平性が担保され、十分な相談支援が行われているかチェックする必要がある。
- ⑨ 相談支援専門員が困難ケースで悩んでおり、孤立化している。困難ケースのアドバイスや対応のあり方を協議・調整してもらえたら相談支援専門員の人材育成になる。
- ⑩ サービス利用計画の適正評価が必要になると思う。
- ⑪ 虐待などはサブ協議会のような位置づけを設けて対応していく必要がある。(虐待してるんじゃないですか？と聞いても、必ず「そんなことしてません！」と言われる。こういうきっかけから益々密室化していく。ここは専門家に入ってもらうなど専門性ををもって対応していく方がよい。)
- ⑫ 少人数の専門部会のようなものがあれば、より掘り下げた継続的な支援や経過がつかみやすい。

3. やることを整理する。(カテゴリーに分ける)

このようにして挙げられた、それぞれの地域の実情に応じた思いや課題等をカテゴリーに分けてみましょう。カテゴライズされたものを、更に落とし込んで整理すると、必要な組織まで整理されてきます。

やらなければならないことを政策や手段に置き換えると以下ようになります。

①全体的なこと（2. の①～③）→→「運営会議」（年4回程度の開催）

- 1) 協議会の事業計画や方向性の決定、2) 委託相談支援事業者の選定、3) 委託相談支援事業者の実施状況の検証、など

② 定例的なこと（④～⑨）→→「定例協議会」

- 1) 情報の共有化、2) どこで協議すべきかの調整、3) 施設等の利用調整

③ 個別的なこと（⑩）→→「部会」（部会長が事務局として進める）

- 1) 身体障害者部会、2) 知的障害者部会、3) 精神障害者部会、4) 児童（発達障害）部会、5) 就労支援部会 など、それぞれのニーズや実情に応じた協議の場を作るとよい。

それぞれの部会では、ケースカンファレンス、ケースの継続フォロー、ケース毎の地域資源調整、専門的調整・協議、などを行うことになる。

④ 専門的なこと（⑪⑫）→→「サブ協議会」（必要に応じて開催）

- 1) 虐待に関する専門協議会、2) 権利擁護、成年後見、など
専門家については、都道府県のアドバイザーを活用することとした。

⑤ 事務局会議

事業計画案や協議会の方向性について協議する。協議会のエンジンとなるところなので、相談支援事業者、市町村担当課、各部会長等で構成する。

このように、地域自立支援協議会の構成要素が整ってきますと、組織や構成員をどのようにするかということになります。

4. 組織はどうするか。

何をやるかができあがれば、理念が達成できる組織の構築を徐々に充実していくことになります。組織として考えられるのは、運営協議会（全体会）、定例協議会、部会やワーキンググループ、サブ協議会、事務局会議などが挙げられます。これは、一度作ればそれで決まりではなく、「理念が達成できる、よりよい組織」を常に工夫する努力が求められるでしょう。

なお、この自治体では、地域自立支援協議会の事務局は、委託した相談支援事業者に置くことにより、実効性のある協議会になるようにしました。

また、部会には、部会長を置き、部会運営と機能性を持たせるとともに、部会長は必要に応じて事務局会議にも参画する事として、形骸化することがないような工夫をしました。

5. 構成員はどのようにするか。

理念の共有に向け、地域自立支援協議会は地域の様々な関係機関で構成されることとなりますが、構成員が多すぎても困ります。そこで、人員整理が発生します。例えば、施設サービス事業者が5カ所あれば、障害福祉施設協議会などの任意組織が立ち上がり、そこ

での共通課題などを地域自立支援協議会に出席する代表者が持ち込んで、協議や情報の提供をすることになります。任意組織は、職域や団体毎の共通認識や課題等の共有につながるというメリットもあります。更に、このような職域や団体毎の情報共有があれば、地域のニーズ調整も円滑化します。こういう形で、組織の分野ごとに職域や団体等から構成員が決まるようになってくるでしょう。

6. ルールを決める。

組織まで出来上がると、地域自立支援協議会は市町村が実施主体ですので、市町村は何らかの形で、「運営要綱」等を作成していることと思います。しかし、それだけでは実際の地域自立支援協議会の運営に支障を来すような細かい問題などが生じると思います。例えば、複数の市町村で施設を共有しているため、地域自立支援協議会を複数の市町村で構成するなどとなった場合は、正に地域自立支援協議会の運営ルールを独自に作成する事で、円滑な運営が期待できます。

先般、講演した後に施設関係者から次のような質問を受けました。「私の施設は、新体系移行で、就労移行支援 30 名を予定しています。」ということでした。私の方から「施設のあ
る地域は就労移行者の受け入れについて、地域の関係機関の体制や企業の機運などの環境ができていますか。」と聞きますと、「地域はそういう状況になっていないが、利用者の状況のみから判断した。」ということでした。

地域自立支援協議会が立ち上がり、居宅や施設の方々のニーズが把握され、そのニーズに向かって地域をどのように変えていくかという切り口ができていない状況で、新体系移行を施設完結型で考えられている施設においては、是非、地域自立支援協議会の必要性和、そこでの情報共有をお願いしたいと思います。そのためには、是非早期の取り組みをお願いしたいのです。

このように、地域自立支援協議会とは何を行うものであるかというイメージが、共有できるところから始める工夫が必要であることが具体的に分かってきます。

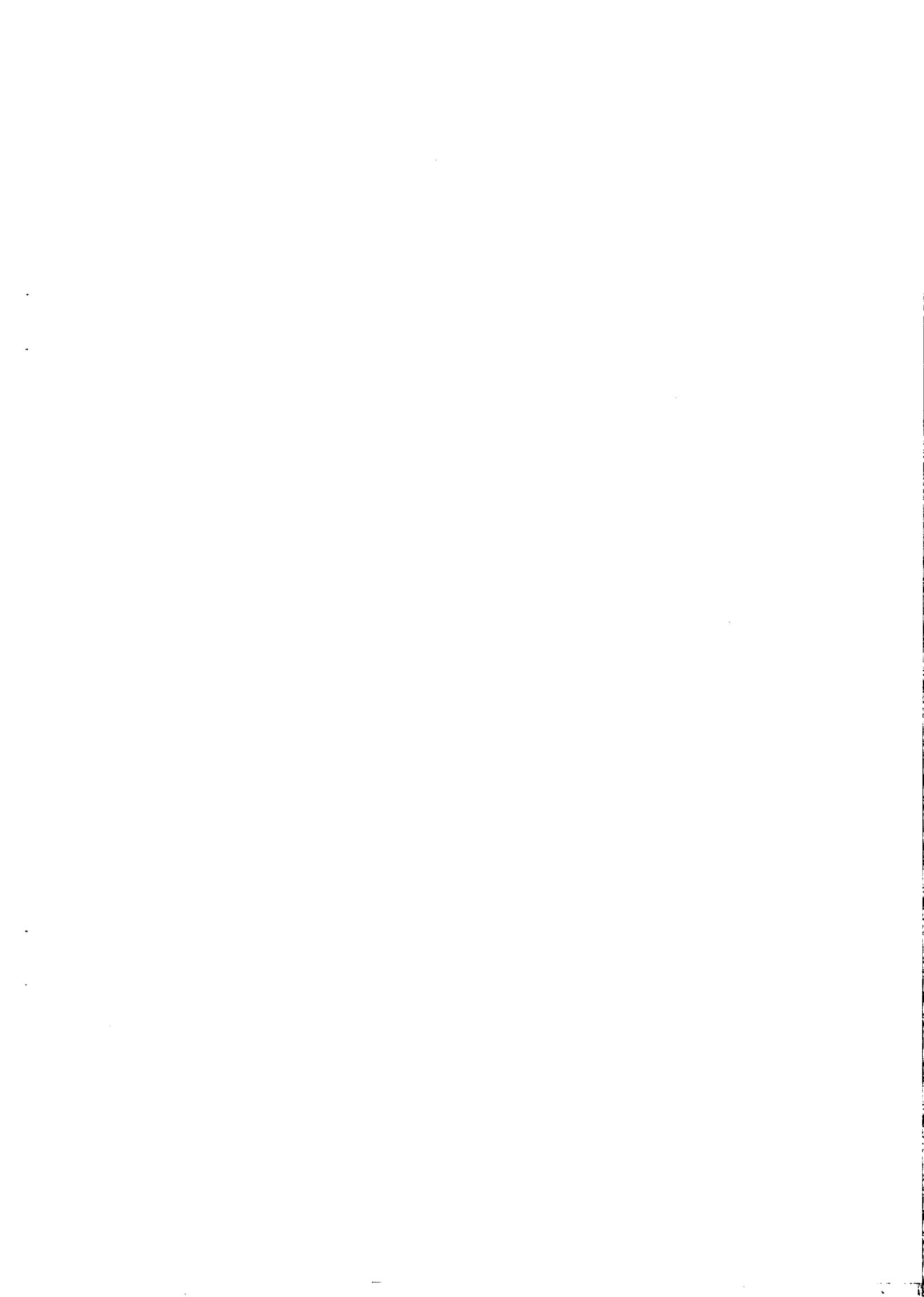
「地域の理念を共有する」ということでは、先般、埼玉県東松山市を視察する機会がありました。市の担当者から「理念」の説明を受け、市内の各事業所等を見学させていただいた時、どの事業所でも「共通の理念で行われているんだ！」ということが、それぞれの担当者からの説明で分かりました。地域自立支援協議会の重要な視点は、「地域が共通理念で、同じ方向に向かっている」ことだと思えます。この地域の理念が社会を変えていき、地域の福祉力のエネルギーを掻き立てていく源となり、社会資源の利用調整や開発に向かっていくこととなります。

障害者自立支援法の地域生活支援事業は、正に地域の実情に基づいて取り組んでいただくものです。その試金石として「相談支援事業」と「地域自立支援協議会」を自治体がどのように受け止め、船出していくか。極めて重要なものであることを認識していただき、

早急に取り組んでいただきたいものです。

そのためには、国としても全国各地の自治体の取り組みや、具体的な事例について、分かり易く、参考となる内容を収集し、発信していきたいと考えています。

(今回のレポーター：障害福祉課専門官 佐藤 博)



資料編

＜企画課地域生活支援室＞

都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録数

(平成18年12月末現在)

都道府県・ 指定都市名	障害者スポーツ指導員登録数				
	初 級	中 級	上 級	コーチ	
1 北海道	502	441人	57人	4人	3人
2 青森県	146	129	10	7	1
3 岩手県	178	154	21	3	0
4 宮城県	313	275	36	2	0
5 秋田県	289	273	13	3	1
6 山形県	182	156	17	9	0
7 福島県	338	307	25	6	0
8 茨城県	653	620	28	5	0
9 栃木県	338	314	19	5	1
10 群馬県	277	243	22	12	2
11 埼玉県	1,259	1,111	98	50	8
12 千葉県	665	610	49	6	3
13 東京都	1,786	1,560	156	70	11
14 神奈川県	581	505	58	18	1
15 新潟県	719	670	42	7	1
16 富山県	262	233	22	7	1
17 石川県	170	159	9	2	0
18 福井県	154	151	3	0	0
19 山梨県	92	82	9	1	0
20 長野県	480	414	51	15	2
21 岐阜県	253	237	14	2	1
22 静岡県	547	492	36	19	1
23 愛知県	878	817	37	24	3
24 三重県	392	361	27	4	0
25 滋賀県	270	218	39	13	0
26 京都府	228	202	19	7	0
27 大阪府	1,067	906	145	16	1
28 兵庫県	783	687	84	12	5
29 奈良県	279	231	43	5	0
30 和歌山県	276	251	22	3	0
31 鳥取県	98	91	7	0	0
32 島根県	98	87	9	2	0
33 岡山県	424	392	27	5	0
34 広島県	212	192	13	7	1
35 山口県	231	202	23	6	2
36 徳島県	190	181	6	3	0
37 香川県	165	149	12	4	0
38 愛媛県	254	238	12	4	1
39 高知県	253	215	28	10	2
40 福岡県	571	521	40	10	0
41 佐賀県	151	144	6	1	1
42 長崎県	232	225	6	1	0
43 熊本県	434	399	28	7	2
44 大分県	600	544	48	8	1
45 宮崎県	147	141	5	1	0
46 鹿児島県	308	296	11	1	0
47 沖縄県	215	191	16	8	1
48 札幌市	222	176	38	8	0
49 仙台市	275	199	66	10	0
50 さいたま市	177	168	7	2	0
51 千葉市	96	86	9	1	0
52 横浜市	647	603	36	8	1
53 川崎市	154	148	4	2	0
54 静岡市	39	38	1	0	0
55 名古屋市	360	317	28	15	2
56 京都市	251	203	38	10	3
57 大阪市	472	377	65	30	8
58 堺市	203	156	38	9	2
59 神戸市	366	316	40	10	3
60 広島市	181	158	16	7	4
60 北九州市	167	151	12	4	1
61 福岡市	288	241	34	13	2
合 計	22,838	20,354	1,940	544	83

資料：(財)日本障害者スポーツ協会

都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧表

(平成18年10月31日現在)

都道府県・指定都市名	名称	〒	住所	対象とする障害			
				3障害	身体 知的	身体 のみ	知的 のみ
1	北海道 (財)北海道障害者スポーツ振興協会	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センター		○		
2	青森県 (財)青森県身体障害者福祉団体連合会・NPO法人青森県障害者スポーツ協会	030-0122	青森市大字野尻字今田52-4 ねむのき会館内	○			
3	岩手県 岩手県障害者社会参加推進センター	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	○			
5	宮城県 宮城県障害者スポーツ協会	983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-2 宮城県心身障害者福祉センター内	○			
4	秋田県 秋田県障害者スポーツ協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内	○			
6	山形県 山形県障害者スポーツ協会	990-2231	山形市大字大森385番地 山形県身体障害者福祉会館内	○			
7	福島県 (財)福島県障がい者スポーツ協会	960-8670	福島市杉妻町2-16 保健福祉部自立支援領域内	○			
8	茨城県 茨城県障害者スポーツ文化協会	310-8555	水戸市笠原町978-6	○			
9	栃木県 栃木県障害者スポーツ協会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内		○		
10	群馬県 群馬県身体障害者スポーツ協会 群馬県知的障害者スポーツ協会	371-0843 379-2214	前橋市新前橋町13-12 伊勢崎市下触町238-3			○	○
11	埼玉県 埼玉県障害者スポーツ協会	330-0843	さいたま市大宮区吉敷町1-124 埼玉県大宮合同庁舎3階	○			
12	千葉県 千葉県障害者スポーツレクリエーション協会	263-0016	千葉市稲毛区天台6-5-1	○			
13	東京都 (社)東京都障害者スポーツ協会	162-0823	新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ12F	○			
14	神奈川県 神奈川県知的障害者スポーツ振興協議会 神奈川県身体障害者スポーツ協会	221-0844 221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内 横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内				○
15	新潟県 新潟県障害者スポーツ協会	950-0121	新潟市亀田向陽1-9-1 新潟ふれ愛プラザ内	○			
16	富山県 富山県障害者スポーツ協会	930-0966	富山市石金3-8-31		○		
17	石川県 石川県障害者スポーツ協会	920-8557	金沢市本多町3-1-10	○			
18	福井県						
19	山梨県 山梨県障害者スポーツ協会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ1F	○			
20	長野県 長野県障害者スポーツ協会	381-0008	長野市大字下駒沢586	○			
21	岐阜県 岐阜県障害者スポーツ協会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉会館5階	○			
22	静岡県 (財)静岡県障害者スポーツ協会	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館5F	○			
23	愛知県 (社)愛知県社会福祉協議会 障害者スポーツ振興センター	460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-2 桜華会館内		○		
24	三重県 三重県障害者スポーツ協会	514-0113	津市一身田大古曾670-2 三重県身体障害者総合福祉センター内	○			
25	滋賀県 滋賀県障害者スポーツ協会	520-0037	大津市御陵町4-1 滋賀県立スポーツ会館内		○		
26	京都府 京都障害者スポーツ振興会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5 京都府障害者スポーツセンター内	○			
27	大阪府 大阪府障害者スポーツ振興協会	540-8570	大阪市中央区大手前2丁目 大阪府障害健康福祉室内	○			
28	兵庫県 (財)兵庫県障害者スポーツ協会	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県健康生活部福祉局障害者支援課	○			
29	奈良県 奈良県障害者スポーツ協会	636-0344	磯城郡田原本町宮森34-4 奈良県心身障害者福祉センター内		○		
30	和歌山県 和歌山県障害者スポーツ協会	641-0014	和歌山市毛見1437-218		○		
31	鳥取県 鳥取県障害者スポーツ協会	689-0201	鳥取市伏野2259-17 しらはま交流センター内		○		
32	島根県 (財)島根県障害者スポーツ協会	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根内	○			
33	岡山県 岡山県障害者スポーツ協会	700-8570	岡山市内山下2-4-6 岡山県保健福祉部障害福祉課内	○			
34	広島県						
35	山口県 山口県障害者スポーツ協会	753-0072	山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館内	○			
36	徳島県 (財)とくしまノーマライゼーション促進協会	770-0005	徳島市南矢三町2-1-59 徳島県立障害者交流プラザ2F	○			
37	香川県						
38	愛媛県 愛媛県身体障害者スポーツ協会	790-8553	松山市持田町3-8-15 愛媛県総合社会福祉会館内			○	
39	高知県 (財)高知県障害者スポーツ振興協会	781-8065	吾川郡春野町内ノ谷1-1 高知県立障害者スポーツセンター内	○			
40	福岡県 福岡県障害者スポーツ協会	816-0804	春日市原町3-1-7 福岡県総合福祉センター6階		○		
41	佐賀県 佐賀県障害者スポーツ協会	840-0851	佐賀市天祐1-8-5 佐賀県障害者福祉会館内		○		
42	長崎県 長崎県障害者スポーツ協会	852-8104	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内	○			
43	熊本県 熊本県障害者スポーツ文化協会	861-8039	熊本市長嶺南2-3-2 県立身体障害者福祉センター内	○			
44	大分県 大分県障害者体育協会	870-8501	大分市大手町3-1-1 大分県福祉保健部障害福祉課内	○			
45	宮崎県 宮崎県障害者スポーツ協会	880-0007	宮崎市原町2-22	○			
46	鹿児島県 鹿児島県障害者スポーツ協会	890-0021	鹿児島県鹿児島市小野1-1-1 ハートピアかごしま3F	○			
47	沖縄県						
48	札幌市 (社)札幌市障害者スポーツ振興協会	063-0802	札幌市西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内		○		
49	仙台市 仙台市障害者スポーツ協会	980-0022	仙台市青葉区五橋2-12-2 仙台市福祉プラザ8F	○			
50	さいたま市						
51	千葉市						
52	横浜市						
53	川崎市						
54	静岡市						
55	名古屋市 名古屋市障害者スポーツ協会	465-0055	名古屋市名東区勢子坊2-1501 名古屋市障害者スポーツセンター内	○			
56	京都市 (財)京都市障害者スポーツ協会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5	○			
57	大阪市 (社)大阪府障害者福祉スポーツ協会	546-0034	大阪市東住吉区長居公園1-32 大阪市長居障害者スポーツセンター内		○		
58	堺市						
59	神戸市 (財)神戸市障害者スポーツ協会	651-0086	神戸市中央区磯上通3-1-32 神戸市立こうべ市民福祉交流センター内	○			
60	広島市 広島市障害者スポーツ協会	732-0052	広島市東区光町2-1-5 広島市心身障害者福祉センター内	○			
61	北九州市 北九州市障害者スポーツ協会	802-0803	北九州市小倉南区春ヶ丘10-5 北九州市障害者スポーツセンター内	○			
62	福岡市 福岡市障がい者スポーツレクリエーション振興会	810-0062	福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ4F	○			
合 計				37	12	3	2

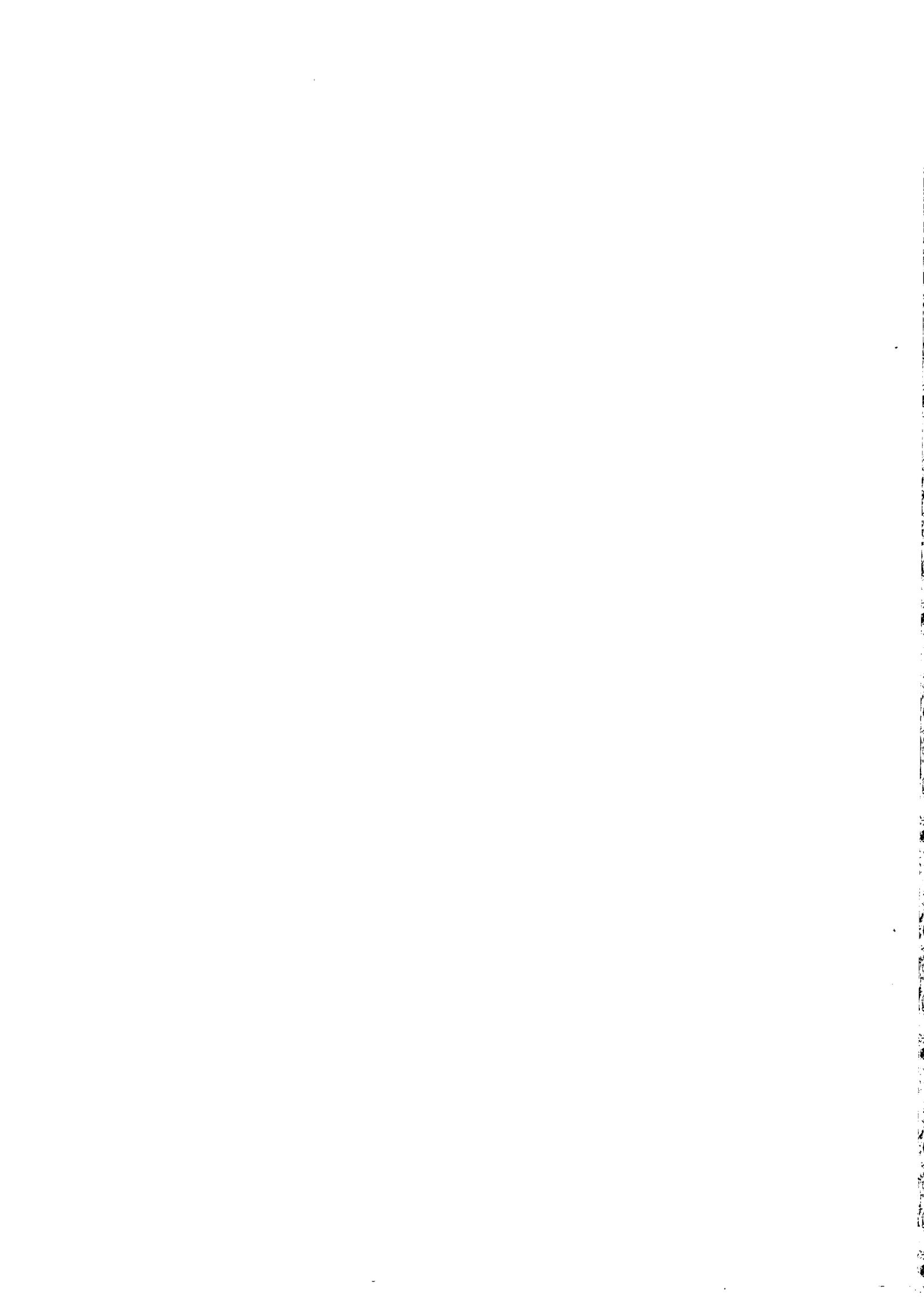
(注) : 3障害は、身体障害者、知的障害者、精神障害者をいう。

手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

(単位：人)

都道府県名	合格者数累計	都道府県名	合格者数累計
北海道	19	島根県	8
青森県	15	岡山県	16
岩手県	10	広島県	16
宮城県	8	山口県	11
秋田県	6	徳島県	9
山形県	8	香川県	11
福島県	21	愛媛県	19
茨城県	14	高知県	9
栃木県	9	福岡県	12
群馬県	34	佐賀県	3
埼玉県	84	長崎県	16
千葉県	29	熊本県	16
東京都	366	大分県	12
神奈川県	90	宮崎県	12
新潟県	10	鹿児島県	13
富山県	9	沖縄県	7
石川県	17	札幌市	26
福井県	7	仙台市	13
山梨県	11	さいたま市	26
長野県	25	千葉市	6
岐阜県	15	横浜市	55
静岡県	11	川崎市	23
愛知県	29	静岡市	8
三重県	25	名古屋市	16
滋賀県	20	京都市	35
京都府	30	大阪市	15
大阪府	79	神戸市	19
兵庫県	37	広島市	17
奈良県	20	北九州市	10
和歌山県	19	福岡市	18
鳥取県	7	合計	1,561

(注) 第17回(平成17年度)までの手話通訳技能認定試験に合格した者の数である。



資料編

<企画課監査指導室>

(未 定 稿)

障発第 号
平成 年 月 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者支援施設等に係る指導監査について

障害者支援施設等に対する指導監査については、障害福祉制度における健全かつ適正な措置等の実施の確保を図るため、法令等に基づく適正な事業実施に努めさせるとともに、別添「障害者支援施設等指導監査指針」を参考に指導監査に当たられるようお願いする。

なお、平成15年3月28日障発第0328016号「障害福祉施設等に係る指導監査について」は廃止する。

おって、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

障害者支援施設等指導監査指針

1. 目的

この指導監査指針は、都道府県知事、指定都市市長および中核市市長が、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第70条、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第85条および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第46条第1項の規程に基づき、障害者支援施設および児童福祉施設（知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設および重症心身障害児施設に限る。以下同じ。）（以下「障害者支援施設等」という。）の長に対して行う指導監査に関する基本事項を定めることにより、適正な事業運営及び施設運営を図ることを目的とする。

2. 指導監査方法等

(1) 指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からのヒアリング方式で行う。

なお、指定障害者支援施設である障害者支援施設については、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成 年 月 日障発第 号社会・援護局障害保健福祉部長通知）による前年度の指導監査の結果、特に重大な運営上の問題点が認められなかった場合は、当該年度における本方針による指導監査を省略して差し支えないものとする。

① 一般監査

一般監査は、原則として毎年1回は、実地に全対象障害者支援施設等に対し行うこととする。ただし、前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる障害者支援施設等（児童福祉施設を除く。）については、書面による一般監査の実施が認められるものとする。

② 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- ア 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- イ 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- ウ 度重なる一般監査によっても是正の改善がみられないとき。
- エ 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき。

(2) 指導監査計画等

① 一般監査

障害者支援施設等に対する一般監査の実施に当たっては、監査方針、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定するものとする。

② 特別監査

不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題を有する障害者支援施設等を対象に随時適切に実施するものとする。

(3) 指導監査の実施通知

都道府県、指定都市および中核市は、指導監査の対象となる障害者支援施設等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該障害者支援施設等に通知するものとする。

- ① 指導監査の根拠規定
- ② 指導監査の日時及び場所
- ③ 監査担当者
- ④ 出席者
- ⑤ 準備すべき書類等

3. 指導監査後の措置

(1) 指導監査結果の通知

指導監査の結果については、改善を要すると認められた事項について講評を行うものとし、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

(2) 改善報告書の提出

文書で指摘した事項については、改善報告の提出を求めるものとする。

(3) 改善命令等

上記(1)の指導監査通知の事項について、改善の措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、社会福祉法第71条、法第86条または児童福祉法第46条第3項の規定により改善命令等所要の措置を講ずるものとする。

4. その他

都道府県、指定都市および中核市は、指導監査の状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行うものとする。